

命 令 書 (写)

申 立 人 福岡県私立学校教職員組合連合
執行委員長 X₁

申 立 人 自由ヶ丘高等学校教職員組合
執行委員長 X₂

被申立人 学校法人福原学園
理事長 Y₁

上記当事者間の福岡労委平成19年(不)第4号福原学園不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成20年10月23日第1780回、同年11月14日第1781回、同月21日第1782回及び同月28日第1783回公益委員会議において、会長公益委員野田進、公益委員矢野正彦、同大石桂一、同川嶋四郎、同五十君麻里子、同植田正男及び同田中里美が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員X₂及び元同組合員X₃の平成19年度夏季一時金について、同人らに支給されるべきであった金額と支給済みの金額との差額として、X₂に49,519円、X₃に47,636円を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人組合員X₂に対する平成19年9月18日付け戒告処分を撤回しなければならない。

3 被申立人は、次のような言動をするなどして、申立人組合の運営に支配介入してはならない。

(1) 平成19年3月23日の職員朝礼前、自由ヶ丘高等学校の管理職が申立人組合員X₂を非難する発言をしたこと。

(2) 同日の職員朝礼において自由ヶ丘高等学校の管理職が他組合員及び非組合員の申立人組合批判を制止せず助長する発言をしたこと。

(3) 同月27日の職員朝礼において自由ヶ丘高等学校の管理職が非組合員の申立人組合に対する抗議署名への協力を呼びかける発言をしたこと。

(4) 同月29日の職員朝礼において自由ヶ丘高等学校の管理職が他組合員及び非組合員の申立人組合批判を制止せず助長する発言をしたこと。

(5) 同年4月24日の職員朝礼において自由ヶ丘高等学校の管理職が労働組合の情宣紙について所属組合員の机上に配布した残りを職員室の校長の机上に置くよう指示したこと。

(6) 同年8月31日の元申立人組合員X₄及び同年9月1日の元申立人組合員X₃に対する事情聴取並びに同月3日の職員朝礼において、自由ヶ丘高等学校の管理職が情宣紙の郵送に関して威嚇的言動をしたこと。

4 被申立人は、本命令書写しの交付の日から7日以内に、次の文書を申立人自由ヶ丘高等学校教職員組合に手交するとともに、A2判の大きさの白紙（縦約60センチメートル、横約42センチメートル）に明瞭に記載し、自由ヶ丘高等学校の職員室の見やすい場所に14日間掲示しなければならない。

平成 年 月 日

福岡県私立学校教職員組合連合

執行委員長 X₁ 殿

自由ヶ丘高等学校教職員組合

執行委員長 X₂ 殿

学校法人 福原学園

理事長 Y₁

学校法人福原学園が行った下記の行為は、福岡県労働委員会によって労働組合法第7条に該当する不当労働行為と認定されました。

今後、このような行為を行わないよう留意します。

記

- 1 平成19年度、自由ヶ丘高等学校教職員組合の組合員X₂氏に対し、副担任としての担当クラスを割り当てなかったこと。
- 2 平成19年度夏季一時金について同組合員X₂氏及び元同組合員X₃氏に対し低位に査定し支給したこと。
- 3 同年9月18日付けで同組合員X₂氏を戒告処分にしたこと。
- 4 同年3月23日の職員朝礼前、自由ヶ丘高等学校の管理職が同組合員X₂氏を非難する発言をしたこと。
- 5 同日の職員朝礼において自由ヶ丘高等学校の管理職が他組合員及び非組合員の自由ヶ丘高等学校教職員組合批判を制止せず助長する発言をしたこと。
- 6 同月27日の職員朝礼において自由ヶ丘高等学校の管理職が非組合員の自由ヶ丘高等学校教職員組合に対する抗議署名への協力を呼びかける発言をしたこと。
- 7 同月29日の職員朝礼において自由ヶ丘高等学校の管理職が他組合員及び非組合員の自由ヶ丘高等学校教職員組合批判を制止せず助長する発言をしたこと。
- 8 同年4月24日の職員朝礼において自由ヶ丘高等学校の管理職が労働組合の情宣紙について所属組合員の机上に配布した残りを職員室の校長の机上に置くよう指示したこと。
- 9 同年8月31日の元申立人組合員X₄氏及び同年9月1日の元申立人組合員X₃氏に対する事情聴取並びに同月3日の職員朝礼において、自由ヶ丘高等学校の管理職が情宣紙の郵送に関して威嚇的言動をしたこと。

- 5 その余の申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被申立人学校法人福原学園（以下「学園」という。）の次の①及び②の行為が労働組合法（以下「労組法」という。）7条1号に、③の行為が同号及び同条3号に、④の行為が同条3号に該当する不当労働行為であるとして、申立人自由ヶ丘高等学校教職員組合（以下「自由ヶ丘教組」又は「組合」という。）及び申立人福岡県私立学校教職員組合連合（以下「私教連」という。）が救済を求めて申し立てたものである。

- ① 平成19年度の自由ヶ丘高等学校（以下「自由ヶ丘高校」又は「高校」という。）の校務分掌に関し、自由ヶ丘教組の組合員であるX₂教諭（以下「X₂教諭」という。）を担当クラスを割り当てない副担任としたこと。
- ② 同年度の夏季一時金においてX₂教諭及び同じく組合員であったX₃教諭（以下「X₃教諭」という。）の査定を低く行って支給したこと。
- ③ 同年9月18日、勤務時間内に高校の職員室のファックス機を利用して業務と無関係の文書を送信したとして、X₂教諭を戒告処分としたこと。
- ④ 学園の理事長及び高校の管理職らが職員朝礼等において組合活動に関する言動を行ったこと。

2 請求する救済内容

- (1) 学園は、X₂教諭に副担任として担当クラスを割り当てなければならない。
- (2) 学園は、平成19年度の夏季一時金について査定を低くして支給したことに伴う差額として、X₂教諭に49,519円を、X₃教諭に47,636円を支給しなければならない。
- (3) 学園は、平成19年9月18日に行ったX₂教諭に対する戒告処分を撤回しなければならない。
- (4) 学園の理事長及び高校の管理職らは、組合活動を妨害するような言動を行ってはならない。
- (5) 上記(1)、(2)及び(4)（情宣紙の郵送に対する管理職らの言動を

除く。)に係る陳謝文の手交及び揭示

3 本件の争点

本件の主な争点は、以下のとおりである。

- (1) 学園が、①平成19年度の高校の校務分掌に関し、X₂教諭を担当クラスの割当てがない副担任としたこと、②同年度の夏季一時金において同人及びX₃教諭の査定を低く行って支給したこと、及び③平成19年9月18日、X₂教諭を戒告処分としたことは、同人らが組合員であること又は同人らが正当な組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いに該当するか。
- (2) 学園が、平成19年9月18日、X₂教諭を戒告処分としたことは、組合に対する支配介入に該当するか。
- (3) 学園の理事長及び高校の管理職らは、以下の行為を行い、組合に対する支配介入を行ったか。
 - ア 平成19年3月23日の職員朝礼前におけるX₂教諭を非難する言動
 - イ 同日、同月27日及び同月29日の職員朝礼における組合批判を助長する言動
 - ウ 同年4月7日の高校の終礼における、労働組合が結成された結果同組合の役員らが辞めた事例がある旨の発言
 - エ 同月24日の職員朝礼における労働組合の情宣紙の配布方法の制限指示
 - オ 同年7月7日及び同月9日のX₃教諭に対する生徒指導に関する事情聴取
 - カ 教職員宅への情宣紙の郵送に関する同年8月31日のX₄教諭（以下「X₄教諭」という。）及び同年9月1日のX₃教諭に対する事情聴取
 - キ 同年9月3日の職員朝礼における今後情宣紙が教職員宅へ郵送されるようなことがあれば郵送した者を処分する旨の発言

第2 認定した事実（以下において、特に証拠を摘示したもの以外は、当事者間に争いのない事実である。）

1 当事者等

(1) 申立人ら

ア 私教連は、昭和36年に福岡県内の私立学校の教職員によって結成された労働組合であり、本件申立時において、幼稚園、高等学校、専門・各種学校、計32の学校の教職員335名により組織されている。

イ 組合は、平成19年3月22日に高校に勤務する教員によって結成された労働組合であり、同日、上部団体である私教連に加入し、同年4月に福原学園教職員組合協議会（後記(3)ア。以下「協議会」という。）に加入した。本件申立時の組合員数は、5名である。

なお、本件申立時の執行委員長であるX₃教諭は、昭和60年に九州共立大学八幡西高等学校（以下「八幡西高校」という。）の教員となり、その後平成14年4月から自由ヶ丘高校の教員となったが、後記のとおり平成20年3月末に同高校を退職するとともに、組合を脱退した。また、本件申立時の副執行委員長であるX₂教諭は、昭和59年に九州女子大学附属高等学校（以下「九女大附属高校」という。）の教員となり、その後平成14年4月から自由ヶ丘高校の教員となったが、後記のとおり平成20年3月7日付けで懲戒解雇処分を受けた。その後、組合の役員改選により、同月9日付けでX₃教諭の後を受けて執行委員長となった。

(2) 被申立人

学園は、昭和23年3月31日に設立認可され、肩書地に本部を置き、九州共立大学、九州女子大学、九州女子短期大学、自由ヶ丘高校、九州女子大学附属折尾幼稚園及び九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園を設置、運営する学校法人であり、本件申立時の教職員数は約600名である。

なお、本件申立時の自由ヶ丘高校の教職員数は、教員113名、事務職員8名の合計121名であり、生徒数は1,483名である。

(3) その他

ア 福原学園教職員組合協議会

平成9年2月、福原学園教職員組合（後記ウ）、九州共立大学教職員組合及び九州女子大学・九州女子短期大学教職員組合は、協議会を結成した。協議会は、学園内で「協議会ニュース」という情宣紙を発行している。なお、九州女子大学・九州女子短期大学教職員組合は、平成10

年に全福原学園教職員組合に改称した。

イ 福原学園高等学校教職員組合

福原学園高等学校教職員組合（以下「福高教組」という。）は、昭和45年9月28日、八幡西高校及び九女大附属高校に勤務する教職員により、福原学園教職員組合に対抗して結成された。なお、福高教組は平成9年4月に協議会に加入したが、平成16年に脱退した。本件申立時の福高教組の組合員数は35名である。

ウ 福原学園教職員組合

福原学園教職員組合は、昭和45年9月12日に結成され、私教連に加入した。なお、平成15年、組合員が退職により存在しなくなったため同組合は消滅した。

2 組合結成までの経緯

(1) 自由ヶ丘高校の開校

平成14年4月、学園は八幡西高校及び九女大附属高校を統合して自由ヶ丘高校を開校し、普通科、生活文化科その他の学科を設置した。開校と同時に、Y₂校長（以下「Y₂校長」という。）が就任した。

〔甲第63号証、乙第61号証、第1回審問X₃本人陳述、第6回審問Y₂証人陳述（以下「甲63」、「乙61」、「審①X₃本人」、「審⑥Y₂証人」と略記。以下これに準じて表記。）〕

(2) 福高教組の役員改選

平成18年4月、福高教組は役員を改選し、執行委員長にX₃教諭、執行委員兼会計にX₂教諭、書記補助にX₄教諭が就任した。X₄教諭は、同年の秋頃、書記に就任した。

〔甲63、甲65、甲79〕

(3) X₅教諭の解雇決定と福高教組の対応

平成18年11月16日、Y₂校長は、平成19年3月31日に生活文化科を廃科することに伴い、家庭科教員に1名余剰人員が生じるとして、家庭科のX₅教諭（以下「X₅教諭」という。）に解雇を予告した。

福高教組は、平成18年11月21日の臨時組合大会において組合員であるX₅教諭を支援することを決議し、同教諭の解雇予告撤回を求めて、

同年12月4日に学園と第1回団体交渉（以下「団交」という。）を行い、次の同月20日の第2回団交で学園はX₅教諭の解雇予告を一旦撤回し、整理解雇の手続に入る旨回答した。

学園は、X₅教諭を含む家庭科教員4名に対し、同月末から翌年1月初めにかけて希望退職者の募集をしたが応募する者はなかった。

福高教組は、平成19年1月11日及び同月16日、学園と団交を行い、X₅教諭の保健の免許を活かした雇用の継続等を提案したが、学園はこれを受け入れず、2月25日、同教諭を3月31日付けで解雇することを決定し、同月28日、本人へ文書で通知した。

なお、1月11日の団交の翌日、Y₂校長は福高教組の執行委員であるX₂教諭と同執行委員長であるX₃教諭を校長室に呼び出し、前日の団交について抗議した。

福高教組は同年3月6日に臨時組合大会を開催し、X₅教諭の解雇に関する裁判闘争を組合員に諮ったが、反対意見が多く、結論は持ち越された。

同月8日に開催された福高教組臨時組合大会において、X₅教諭の整理解雇を不当として労働組合として提訴する旨の執行部原案が否決されると、X₃教諭は、即座に①福高教組執行部の総辞職及び②福高教組からX₅教諭裁判の支援者が分かれることを提言した。複数の組合員から慎重審議等を求める意見が出された結果、X₃教諭は年度末までの執行部存続及び次回臨時組合大会の開催を組合員に告げ、大会は終了した。

〔甲9、甲10、甲37、甲47の2、甲63、甲65、乙3、審①X₃本人、審②X₂証人〕

（4）新組合結成準備集会

平成19年3月13日午後6時から、X₃教諭、X₂教諭らは、私教連の組合員を招き、高須市民センター（北九州市若松区）で新しく労働組合を結成するための準備集会を開催した。この集会においては、次のようなことが話し合われた。

- ① 同月19日までに福高教組脱会届をZ₁教諭に提出すること。
- ② 同月22日に新組合を結成し、その名称は「自由ヶ丘高校教職員組合」（仮称）とすること。
- ③ 新組合の執行委員長はX₃教諭、副執行委員長はX₂教諭、会計はX₅

教諭とすること。

- ④ 同月 27 日に学園本部に新組合結成を通知し、団交を申し入れること、また、同月 28 日に自由ヶ丘高校に新組合結成を通知し、情宣紙を配布すること。

[甲 69]

(5) X₃教諭及びX₂教諭に関する投書、両教諭からの事情聴取

ア 投書

平成 19 年 3 月 20 日午前 11 時頃、学園の当時の Y₃理事長（以下「Y₃理事長」という。）あてに「Z₁₄」名の、また、Y₂校長には匿名の封書が郵送されてきた。これらの内容はほぼ同一であり、同月 17 日午後 8 時過ぎから翌日午前 2 時過ぎまで X₃教諭と X₂教諭が八幡ロイヤルホテルの一室で会っていたと述べ、学園理事長及び校長の監督責任を問い、何らかの解決方法をとるよう求めるものであった。封書には、X₃教諭と X₂教諭が同ホテルのエレベーター付近に一緒に立っている写真などが添付されていた。

なお、「Z₁₄」名の封書は、同月 28 日に X₂教諭の夫に、同年 4 月 2 日に Y₁理事長（以下「Y₁理事長」という。）の甥で高校の同窓会「福邦会」会長の Z₂教諭（以下「Z₂教諭」という。）あてに、そして同月 10 日に高校後援会会長あてに郵送されてきた。

[甲 70 の 1～3、乙 7、乙 35、乙 59、審④ X₄証人]

イ 事情聴取

同年 3 月 20 日、Y₂校長は学園本部と協議し、X₃教諭及び X₂教諭から事実を確認することとした。

X₂教諭については、同日午後 2 時から午後 3 時 10 分まで Y₄自由ヶ丘高校副校長（以下「Y₄副校長」という。）、Y₅総括教頭（以下「Y₅総括教頭」という。）及び学園法人事務局の Y₆総務課長（以下「Y₆課長」という。）が高校応接室で、X₃教諭については、同日午後 2 時から午後 3 時 40 分まで Y₂校長、Y₇教頭（以下「Y₇教頭」という。）及び Y₈経理課長（以下「Y₈課長」という。）が校長室でそれぞれ、両教諭間の同月 17 日の八幡ロイヤルホテルにおける事情について聴取した。

(ア) X₂教諭に対する事情聴取

Y₄副校長らは、X₂教諭に対して、同教諭が不倫をしているという投書が来ている旨、また、学校管理上その内容が事実かどうかを確認する必要がある旨を告げ、事情聴取を始めた。X₂教諭がY₄副校長らの質問に対してそのような事実はない旨答えたところ、同副校長らは、そこで初めて投書及びその添付写真をX₂教諭に提示し、投書はプロが作成したものと思われると述べ、X₂教諭の話は投書の内容と相違すると指摘した。X₂教諭がこれ以上話したくないと述べたところ、Y₄副校長らは、X₂教諭の話に納得できなければ学園理事長及びY₂校長にその旨を報告することになると告げ、さらに質問を続けた。X₂教諭が弁護士に相談したいと答えると、Y₄副校長らは、理事長及び校長の業務命令であっても、弁護士を通さないと話せないのかと問い、X₂教諭は今日は答えられないと繰り返し述べた。結局、Y₄副校長らは、Y₁理事長及びY₂校長に聞かれたら、X₂教諭からはこれ以上のことは確認が取れなかったと報告する旨を告げ、事情聴取を終えた。

(イ) X₃教諭に対する事情聴取

Y₂校長らは、X₃教諭に対して、同教諭の女性関係について投書が来ている旨を、また、学園の監督責任の観点から、事実関係を話してほしい旨を告げ、事情聴取を始めた。X₃教諭が、女性問題はないと答えると、Y₂校長は、認めるべきところは認めた方がいい、X₃教諭が白を切るならば今後ますます不利になるなどと言い、Y₈課長は、マスコミにも発表されると言った。さらにY₈課長はX₃教諭が写真を撮られている旨を告げ、週末に何をしていたか思い出そう促した。X₃教諭は、週末の午後8時ころからX₂教諭と夕食を取ったこと、午後9時半ごろに八幡ロイヤルホテルに行き、X₃教諭の宿泊室でX₂教諭と話をしたこと、午後12時半ころにX₂教諭がホテルを出たこと、X₂教諭との間に不適切な関係はないことなどを話した。Y₈課長は、労働組合の話をするとしても既婚の男女がホテルの部屋で話をするのは問題だと述べ、Y₂校長及びY₇教頭も、X₃教諭の話は世間で通用しない旨述べた。これに対し、X₃教諭は何も問題は

ない旨を述べた。

なお、事情聴取の前日の3月19日の午前中には、自由ヶ丘高校の3学期の修了式が行われ、同日午後1時30分から午後3時55分までは、Y₂校長が理事として出席し、また、Y₄副校長、Y₆課長及びY₈課長も出席した学園の平成18年度第15回常務理事会が開催された。

[乙26、乙27、乙30、乙31、乙51、乙59、乙61]

(6) 学園理事長の交代

平成19年3月22日、Y₃理事長が退任し、Y₁副理事長が理事長に就任した。

[甲61の2、乙59]

(7) 自由ヶ丘教組の結成

ア 平成19年3月22日、X₃教諭及びX₂教諭はそれぞれ休暇届をY₂校長あてに提出し、同日年次有給休暇を取った。

[乙28の1、2]

イ 同日朝、福高教組の組合員の一部は、同月8日以降に臨時組合大会が開催される動きがみられないとして、書記のX₄教諭を經由して執行委員長のX₃教諭に臨時組合大会開催要請書を提出したが、福高教組の執行部から反応はなかった。

[乙3]

ウ 高校は、同月22日午後1時30分から午後2時30分まで管理職（校長、副校長、総括教頭及び教頭）、学年主任、各校務分掌の部長等で構成される運営委員会を開催した。X₂教諭は平成18年度の総務部長として運営委員会の委員を務めていたが、同日委員会を欠席したため、総務部副部長のZ₃教諭（以下「Z₃教諭」という。）が代理出席した。同委員会においては、新入生テスト、新1年進学コースの取組み等について審議された。また、自由ヶ丘高校の部長、副部長、学年主任及び各分掌の主任までの名前を記載した「平成19年度 学校運営組織（案）」についてY₂校長が説明し、承認された。同案には、後に自由ヶ丘教組の組合員となるX₃教諭、X₂教諭、X₄教諭、X₆教諭（以下「X₆教諭」という。）のいずれの名前も記載されていなかった。

[乙24、乙43、乙59]

エ 同日午後7時から八幡西区生涯学習市民センターにおいて、教員の身分保障に対する福高教組の取り組み方に異なる考えを持つX₃教諭その他の福高教組組合員7名は、私教連の役員等の出席を得て自由ヶ丘教組の結成大会を開き、執行委員長にX₃教諭、副執行委員長にX₂教諭、書記長にX₄教諭、書記次長にX₅教諭を選出し、併せて同教組は私教連に加入した。

[甲8、甲63、乙3、審⑧X₂本人]

3 組合結成後の状況

(1) 平成19年3月23日の職員朝礼前後の状況

ア 組合ニュースの配布

平成19年3月23日早朝、自由ヶ丘教組執行委員長のX₃教諭及び同書記次長のX₅教諭が、自由ヶ丘高校職員室の全教員の机の上に、自由ヶ丘高等学校教職員組合ニュース（以下「組合ニュース」という。）第1号を配布した。

同ニュースには、①同月22日に自由ヶ丘教組が結成され、執行委員長にX₃教諭、副執行委員長にX₂教諭、書記長にX₄教諭、書記次長にX₅教諭が選出されたこと、②自由ヶ丘教組は結成と同時に私教連に加入したこと、③近日中に学園理事長に組合結成通知と第1回団交申入れを行う予定であること、高校校長に対しても組合結成を通知する予定であることなどが記載されていた。

[甲8、甲63、乙4]

イ 職員朝礼前の状況

自由ヶ丘高校においては、通常、午前8時25分から職員室で職員朝礼が行われている。同年3月23日午前7時40分頃にY₅総括教頭とY₇教頭が、また、午前8時10分頃にY₂校長とY₄副校長が職員室に入ると、全教員の机の上に組合ニュース第1号が置かれていた。職員室に集まってきた教員の中には驚きの声を発する者もいた。

その数分後、X₂教諭が職員室に入室したところ、Y₄副校長が同教諭に対し、「おい、お前。」、「これは何か。」、「貴様、それでも教員か。」

などと発言し、誰の許可を得て情宣紙を配布したのかと問い、机を平手でたたきながら、配布された組合ニュースを自分の机の上に放り投げた。

これを見たY₂校長がY₇教頭に、X₃教諭を呼びに行くよう指示し、同教頭が職員室を出ようとした時、反対側のドアからX₃教諭が職員室に入室してきた。Y₄副校長がX₃教諭に対し、「姑息なまねをするな。」と発言し、Y₂校長が「これは何だ、どういうことだ。」と尋ねると、X₃教諭は「何がですか。いいじゃないですか。」と返答した。このやりとりを見た3、4人の教員がX₃、X₂両教諭に「これはどういうことだ。」、「話が違うじゃないか。」などと抗議したのに対して、X₃、X₂両教諭もこれに反論し、職員室内は騒然となった。

〔乙59、乙61、乙63、審⑤Y₄証人、審⑥Y₂証人、審⑦Y₅証人〕

ウ 職員朝礼開始後の状況

午前8時25分の職員朝礼の時間になり、Y₅総括教頭が教員全員を着席させた。しかし、福高教組の組合員らが「委員長を3月31日まで務めると言ったのは嘘だったのか。」などとX₃教諭を非難したほか、自由ヶ丘教組又は福高教組のいずれにも所属していない教員（以下「非組合員」という。）のZ₂教諭が自由ヶ丘教組の名称について「神聖な学校の名称を使うのはやめてほしい。」と発言し、X₃教諭らはこれらの発言に対して、「法的に問題はない。」などと反論した。なお、この日職員室には100名近い教員がいたが、X₃教諭らに対して非難や抗議を行った福高教組の組合員及び非組合員の教員は5、6名であった。この間、Y₂校長ら管理職は、両者の論争を特に制止せず、続けさせた。

しばらくして、Y₂校長が「他に言う者はいないか。」と発言した。

その後、非組合員のZ₄教諭（以下「Z₄教諭」という。）その他の教員2、3人が「こんなビラは見たくない。」と発言し、組合ニュースの回収を要求した。Y₂校長はX₃教諭に情宣紙の回収を命じ、同教諭は各教員の机の上に置かれた組合ニュースを回収した。

X₂教諭は、職員朝礼後に北九州市内の診療所に行き、うつ状態のため3月23日から同月29日までの間休務加療が必要との診断を受け、医師の診断書を高校に提出して、3月23日から同月28日まで病気休暇を取った。なお、同教諭は同月29日及び30日も年次有給休暇を取

っている。

3月23日の夕方、X₃教諭ら福高教組の組合員7名は、同月16日付けの脱退届を福高教組に提出した。

[甲66、乙3、乙5、乙59、乙61、審⑤Y₄証人、審⑥Y₂証人、審⑦Y₅証人]

(2) 高校における学級担任、副担任及び校務分掌の決定手続について

高校における学級担任、副担任及び校務分掌の決定手続については、下記のとおりである。

ア 学級担任

2月中旬頃、校長が学年主任及び同副主任配属の原案を作成し、管理職と検討した上、同月中旬から下旬にかけて決定する。

この後、校長が学級担任配属案を各学年主任に提示し、ヒアリングを行い、学級担任を仮に決定する。その後、県立高校の合格発表後に新入生の入学者数が決まり、クラス数が決定した3月20日過ぎ頃に、校長が最終的に決定する。

なお、平成19年度の県立高校の合格発表は同年3月20日に行われ、自由ヶ丘高校においては、同月22日に入学手続を締め切った。

イ 副担任

学年主任が学年副主任や学級担任の意見を聴きながら配属案を作成し、これを校長が承認して3月下旬に決定する。

ウ 校務分掌

部長、副部長及び主任については、2月中旬頃、校長が原案を作成し、管理職と協議した上で、各部長候補者の意向を聞き、メンバーの調整を行う。この後、校長が運営委員会に諮問した上で、最終的には校長が決定する。

その他の校務分掌については、部長が、自己の部署に配属してほしい教員の希望を出したのを基に、管理職が調整を行った上で最終的には校長が決定する。

[乙26、乙43、乙59、乙61]

(3) 新年度の学級担任等の発表

平成19年3月26日、高校の職員会議において、平成19年度の学級

担任及び部長、副部長、学年主任及び各分掌の主任が発表された。X₃教諭及びX₂教諭は学級担任に任命されていなかったが、X₄教諭は第2学年B4クラスの担任とされていた。また、校務分掌は、前記2(7)ウの運営委員会で承認されたとおり、X₃教諭、X₂教諭、X₄教諭、X₆教諭のいずれにも主要な職務の割当てはなかった。

なお、平成18年度において、第3学年の学級担任及び総務部長を務めていたX₂教諭には担任手当月額5千円、部長手当月額1万5千円、計月額2万円の職務手当が支給されていたが、学級担任も副主任以上の校務分掌も割り当てられていなかったX₃教諭には職務手当は支給されていなかった。

[甲50、乙14、乙24、乙25、乙41、乙43、乙54、乙55、乙73の5]

(4) 抗議文への署名活動とY₂校長の発言

平成19年3月27日、職員朝礼の連絡事項が終わった後、Z₂教諭が「ちょっといいですか。」と発言して自席より立ち上がり、管理職の席の前まで来た。そして、全教員に向かって「新組合に学校名を使わないでもらいたい。新組合に抗議文を出したい。任意であります、署名の協力をしていただきたい。」と発言したところ、Y₂校長は職員全体に向かって「皆様方よろしく願います。」と発言した。

その後、Z₂教諭は、午前中から高校の会議室で、「抗議文」と題する文書への署名活動を開始した。同日付け抗議文のあて名は、福高教組の役員であったX₃教諭、X₂教諭及びX₄教諭であり、差出人は「学校法人自由ヶ丘高等学校 教職員有志一同 代表 Z₂」と記載され、Z₂教諭が押印していた。抗議文には次のような事項が記載されていた。

- ① 教職員有志一同は、3月22日の朝、X₃教諭らが福高教組の執行委員の身分のままで新組合を結成した事実を知ったこと。
- ② 自由ヶ丘高校が飛躍的に発展しているところ、X₃教諭らは福高教組の執行委員という立場を悪用し、多数の組合員の意志を無視し、何の事前通知もなく、勝手に新組合を結成しており、その非民主的で独善的なやり方には福高教組組合員のみならず、非組合員の教職員も憤りを感じていること。

- ③ 新組合は私教連に加盟し、他の高校の労働組合と連携をとって組合活動を展開することを標榜していること。
- ④ 教職員有志一同は、X₃教諭らの無秩序な言動によって「自由ヶ丘高等学校」という名が汚されることを危惧しており、新組合を絶対に認めるわけにはいかないこと。
- ⑤ 新組合が「自由ヶ丘高等学校」の名を使用することに断固反対し、早急に組合名称の変更を求めること。
- ⑥ 抗議文の趣旨に賛同した者同士で署名捺印し、決意の証とすること。

Z₂教諭は、会議室に来なかった教職員に対しては、翌28日に個別に署名への協力を依頼し、結局、Z₂教諭を筆頭に96名の教職員が抗議文に署名し、その中には、Y₄副校長、Y₅総括教頭及びY₇教頭の署名押印も含まれていた。なお、Y₄副校長、Y₅総括教頭及びY₇教頭の署名の順番は、それぞれ65番目、95番目及び96番目であった。同日、Z₂教諭は署名付きの抗議文をX₃教諭に手渡した。

[甲6、甲41、甲63、甲79、乙5、乙59、乙61、審①X₃本人、審④X₄証人、審⑤Y₄証人、審⑥Y₂証人]

(5) 新年度の副担任及び校務分掌の発表

平成19年3月27日の放課後、平成19年度の副担任及び前日に発表された役職以外の校務分掌が文書により発表された。

この発表によると、X₃、X₂両教諭はそれぞれ第1学年、第2学年の副担任に決定されていたが、両者とも副担任として担当するクラスを割り当てられていなかった。X₆教諭は、第1学年のB2及びB3クラスを担当する副担任に割り当てられていた。

なお、副担任は学級担任の職務を補佐する職務であり、このうち担当クラスを割り当てられた副担任は、朝の読書の時間や学級担任が出張等で不在のときに担当クラスを指導していた。また、担当クラスを割り当てられない学年付きの副担任は、学級担任やクラス担当の副担任がいずれも不在の場合や人手が足りないときにその職務を行っていた。

なお、平成19年度の担任は50名、副担任は37名であり、そのうち担当クラスのない副担任は3名で、X₃教諭及びX₂教諭以外の残

りの1名は人権教育対策部主任のZ₅教諭であった。

また、校務分掌については、X₃教諭は教務部生徒研修（読書）係、X₂教諭及びX₆教諭は教務部学校図書係（昼休みに高校の図書館の見回りをする業務）、X₄教諭は進路指導部模試担当係とそれぞれ1つずつ割り当てられていた。

なお、自由ヶ丘高校が開校した平成14年度から平成19年度までにおけるX₃教諭、X₂教諭、X₄教諭、X₅教諭及びX₆教諭の担任、副担任及び校務分掌の割り当て状況は別紙1のとおりである。

〔甲51、乙14、乙25、乙40、乙41、乙59、乙61、乙73の1～5、乙74の1～3、審⑦Y₇証人〕

(6) 私教連役員らの高校訪問と学園の対応

平成19年3月28日午後5時30分頃、全国私立学校教職員組合連合及び私教連の役員ら5人は、組合員のX₃教諭、X₄教諭及びX₅教諭とともに新組合結成をY₂校長に通知するため、高校を訪問した。この私教連役員らの訪問に当たって、私教連及び組合は高校にもY₂校長にも事前連絡をしていなかった。

私教連の役員らが自由ヶ丘高校の校舎に玄関から入ったところ、そこを通りかかったY₂校長に出会った。X₃教諭はY₂校長に、新組合結成の通知に来たと訪問目的を告げ、私教連役員らを紹介したところ、Y₂校長は、私教連役員らを応接室に案内し、「応接室に待っておいてください。」と言い残して退出した。

その後しばらくして、学園法人本部のY₆課長及びY₉人事課長が応接室に現れたため、私教連の役員らは、Y₆課長らに組合結成通知書を渡そうとしたが、同課長らは同通知書を受け取らず、私教連の役員らに対して、訪問予約のない不法な学校侵入なので引き取り願いたい旨告げた。私教連の役員らは、Y₆課長らとしばらく押し問答を続けたが、結局、組合結成通知書を渡すことができないまま、高校を退出した。

私教連は、翌29日、「組合結成のお知らせ」、「自由ヶ丘高等学校教職員組合結成趣意書」、「団体交渉申入書」及び「自由ヶ丘高等学校教職員組合の組合活動への不当介入、および組合員・X₂先生に対するパワーハラスメントに対して厳重に抗議し、謝罪を求めます。」と題する文書を、

学園理事長及びY₂校長あてに郵送した。

〔甲7の1～6、甲63、甲79、審①X₃本人、審④X₄証人、審⑥Y₂証人〕

(7) 平成19年3月29日の職員朝礼

ア 職員朝礼

平成19年3月29日の職員朝礼において、Y₂校長は、組合員らが同道した前日の私教連の役員らの高校訪問のことを挙げ、同役員らが事前の連絡なく校舎内に入ってきたことについて非常に言語道断であり、今後も起こりうると思われるので、私教連の者だと名乗らずに校長に会いたいというようなことがあった場合には、簡単に了解をせず、教頭、副校長あるいは自分に報告をしてもらいたい旨発言した。

Y₅総括教頭が上記Y₂校長の発言について質問があるかと発言したところ、Z₄教諭が、X₃教諭らに対し、事前に連絡をせず、学校の了解もなく受付を通さずに学校に入ってくるのが私教連の姿勢なのかと述べるとともに後記(9)の36年前の労働組合の組合活動に触れ、学校を不安に陥れ、学校を壊していくのが私教連の手なのかと質した。これに対し、X₃教諭は、訪問予約を取らなかったことについて陳謝するとともに、36年前のことも私教連が全て悪いということではないと述べた。

また、Z₂教諭が、予約なしの訪問は非常識であると述べた後、X₃教諭に対して、3月28日に手渡した署名入り抗議文への回答はいつ出すのかと尋ねた。X₃教諭が、職員朝礼の時間に組合活動について話をしようかと管理職に尋ねたところ、Y₅総括教頭は「はいどうぞ。」と返答した。これを受けて、Z₄教諭やZ₂教諭が抗議文への回答をいつ出すのかと重ねて質し、X₃教諭は新組合の名称は違法ではなく、変えるつもりはないと返答した。また、Y₄副校長は「私は私教連がいいとか悪いとか組合に介入するつもりはない。36年前の私教連の騒動が学園の記録に残っている。X₃先生が言ったことは全然違う。最終的には私教連に入った大半の先生が辞めていった。」などと発言した。

次に、Z₆教諭が、X₃教諭らの福高教組脱退と金銭管理との関係について問題提起し、X₃教諭やX₅教諭がこれに返答していたところ、

Y₂校長はZ₄教諭に対し、上記のX₃教諭の新組合の名称は違法ではなく、変えるつもりはないという返答について「Z₄先生、質問に対して納得したわけ。」と問いかけた。同教諭は「私はしていません。」「こちらは書面で依頼をしたのですから、先生方も書面で返事をしてください。」と述べた。

その後、Z₃教諭が、社会科準備室がこの一年間ほど組合活動に使用されていることについて非難したところ、Y₂校長は「私も全く同感。」と発言した。また、非組合員のZ₇教諭が、組合活動をすることによって校務がおろそかになっているなどと述べた。

[甲40、甲63、甲79、審①X₃本人、審②X₃本人、審④X₄証人]

イ Y₂校長らによる叱責、詫び状の提出

職員朝礼終了後、Y₂校長は、X₃教諭、X₄教諭及びX₅教諭を職員室の管理職の席の前に呼び、「あんたたち3人は何だ、いったい、昨日の行動は。校長を侮辱しとるのか。」などと言って、X₃教諭らが前日に私教連の役員らを高校に案内したことについて、3人を大声で厳しく叱責した。これに対し、X₄教諭が、Y₂校長が会えないと明言しなかったことを指摘したところ、Y₂校長は「いちいちわしがそんなこと答えなあかんのや。」と述べた。

さらにY₂校長は、職員朝礼がいやな雰囲気になったのはX₃教諭らの責任であるなどと述べた。これに対し、X₅教諭が、X₃教諭が勤務時間に労働組合に関する話をしていいのか尋ねたことを指摘すると、Y₂校長は「特別。今日は特別。緊急のこと。」と返答した。また、X₅教諭が、Y₂校長らが職員朝礼でZ₂教諭らの発言を制止しなかったことを指摘すると、Y₄副校長は、責任転嫁するなど厳しく叱責した。

その後、Y₂校長はX₃教諭に対し、「委員長として校長に詫びを入れてくれ。」「校長が本部や理事長からどれだけ言われたことか。」などと述べ、3名の連名で詫び状を提出するよう求めた。X₃教諭、X₄教諭及びX₅教諭は、前日の私教連の役員らによるY₂校長への面会要求及び同日の職員朝礼における騒動について「お詫び状」を作成し、同日午後、X₄教諭とX₅教諭がY₇教頭に提出した。

[甲40、甲63、甲79、乙6、乙59、審①X₃本人、審④X₄証人、

審⑤Y₄証人]

(8) X₅教諭の解雇

平成19年3月31日、X₅教諭は同年2月25日の理事会決定のとおり、解雇された。同年4月13日、X₅教諭は、学園を被告として、雇用契約上の地位存在の確認の訴えを福岡地方裁判所小倉支部に提起した。このことは、同日のテレビニュースや翌日の新聞で報道された。同訴訟は現在も係属中である。

[甲9、甲16、甲37、乙3]

(9) 4月7日の理事長発言

平成19年4月7日、Y₁理事長は、高校の入学式に出席した後、職員室で行われた同校の終礼において理事長就任の挨拶及び講話を行った。同理事長は、その中で、昭和45年9月に学園に労働組合が結成され、その流れでいくつかの高校がつぶれた、労働組合が結成された時の委員長、副委員長、書記長、書記が全部辞めてしまったなどと話し、学校をつぶすも生かすも教職員次第であると述べて労使協調の必要性に言及し、教職員の協力を要請した。

[甲61の1～2、甲63、甲79、甲84、甲85、審①X₃本人、審④X₄証人]

(10) メールボックスへの情宣紙配布とその規制

ア メールボックス

メールボックスは、高校の職員室の管理職席とは反対側の窓下の壁に沿って設置されている文書棚である。メールボックスの大きさは、1枠が幅約22センチメートル、高さ約15センチメートルで、蓋はない。メールボックスは、常勤講師以上の教員に1人1枠、その他進路指導部など一部の部署に枠が割り当てられており、4段6列のものが5基、4段4列のものが1基設置されている。

[乙12、乙13]

イ メールボックスの利用状況

メールボックスには、主に外部からの郵便物、私学共済ニュース、学園からの連絡文書などが事務職員によって投入されている。自由ヶ丘高校の開校以来、福高教組が情宣紙をメールボックスに投函することはな

く、協議会も情宣紙をメールボックスに投函することはほとんどなかった。

[乙59、乙62、乙63、審⑤Y₄証人、審⑦Y₅証人、審⑦Y₇証人]

ウ 従前の情宣紙配布方法

高校においては、福高教組は情宣紙を月に1回程度、所属組合員の机の上にのみ配布していた。ただし、X₃教諭が執行委員長を務めた平成18年度は、全教員の机上に配布したことが年に3回程度あった。

なお、学園と福高教組の間には、情宣紙の配布方法について、明文化した取り決めはなく、所属する組合員の机上に配布することが慣行的に許されてきた。

また、協議会の情宣紙である協議会ニュースは、経理問題で学園の運営が混乱した平成9年ころには全教員の机上に配布されることがあったが、平成11年6月にY₁₀理事長（当時）が退任した後は、福原学園教職員組合（前記1（3）ウ）及び福高教組の組合員がそれぞれの組合員の机上に配布していた。

[乙62、乙63、審②X₃本人、審②X₂証人、審③X₂証人、審④X₄証人、審⑦Y₇証人]

エ 協議会ニュースのメールボックス配布

平成19年4月17日、X₂教諭は、数名の教員のメールボックスに協議会ニュース No.76 を投函した。協議会ニュース No.76 には、①自由ヶ丘教組が同月5日に協議会に加盟したこと、②自由ヶ丘教組が3月22日に結成され、私教連に加盟し、翌23日に情宣紙を配布したところ、Y₄副校長が暴言や恫喝を行ったなどと記載されていた。

[甲15、甲65]

オ 平成19年4月24日の職員朝礼におけるY₂校長の発言

平成19年4月24日の職員朝礼において、Y₂校長は、「組合ニュースをメールボックスに入れている者がいるが、メールボックスには入れないように。組合ニュースは組合員の机上に配布し、残りは職員室の校長の机上に置き、自由に取って行ってもらうようにしてもらいたい。」と発言した。

なお、高校の職員室における管理職4名の席は、メールボックスが設

置されている窓側とは反対側（廊下側）の壁に沿って横一列に並んでおり、その配置は、窓側に向かって左から順にY₅総括教頭、Y₄副校長、Y₂校長、Y₇教頭の机となっている。職員室の出入口2か所は、廊下側に面した両端にあり、いずれも管理職の席に近い。管理職席からみた教員の席は、窓側に向かって左側から順に、専攻科及び養護教員席、第1学年の教員席、第2学年の教員席、第3学年の教員席、非常勤講師席となっており、いずれも2列ずつ配置されている。

〔甲5、甲63、乙13、乙61〕

4 平成19年度夏季一時金について

(1) 高校における職務評価による一時金支給制度の導入

高校においては、平成16年度冬季一時金から職務評価による一時金支給制度が導入された。

この職務評価による一時金支給制度は、夏季は6月30日、冬季は12月10日に支給する一時金について、管理職による各教職員に対する職務評価を行い、一時金支給額に反映させるもので、その支給額の算定方法は、基本給、扶養手当、調整手当及び教職調整額の月合計額に、支給の都度決定される支給月数を乗じ、さらに職務評価により80パーセントないし120パーセントの率を乗じて算定するものであった。

職務評価の評価対象期間は、夏季は、前年12月から6月、冬季は、7月から11月とされている。なお、これは、後記(2)の給与規則の規定や平成19年度夏季賞与支給について理事会で決定された「算定期間」とは異なっている。

評価項目は、当初4項目であったが、平成17年度から、①学習指導面、②生徒指導面、③学級経営面、④校務分掌面、⑤服務面の5項目となった。

評価点の算定は、評価者である4人の管理職が、各被評価者について、評価項目ごとに5段階の評価を行い平均したものの4人の平均を算出し、その数字の小数点以下を四捨五入して評価点としている。

〔乙10、乙11、乙16、乙57、乙59、乙76〕

(2) 学園の賞与に関する規定

学園の給与規則には、賞与（一時金）について以下の規定があるが、現在3月10日の支給は行われていない。

「第33条 賞与は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員（基準日前一カ月以内に退職した者を含む。）に対して、その基準日に対応する支給日（基準日が3月1日にあつては3月10日、6月1日にあつては6月30日、12月1日にあつては12月10日を支給日とする。）に、その者の勤務状況に応じて支給する。

2 各基準日においては、基準日以前3カ月間（基準日が12月1日にあつては6カ月間）を算定対象期間とする。

3 賞与の額は、支給日における教職員の受けるべき給料、扶養手当、調整手当及び教職調整額の月額合計額に理事会において、勤務状況に応じて定めたその者の賞与率を乗じて得た額から欠勤控除した額とする。（省略）

（4～5省略）

6 賞与の支給率、賞与の算定の基礎となる月額、勤務期間についてはその都度、理事会が定める。（以下省略）」

〔乙16〕

（3）X₃教諭及びX₂教諭に対する平成18年度冬季一時金の査定と支給

ア 平成18年度冬季一時金の支給

平成18年12月8日、学園は、平成18年度冬季一時金について、X₃教諭及びX₂教諭に対して、職務評価により90パーセントと標準より低く査定して（以下「減額査定」という。）支給した。当時この支給について、X₃教諭及びX₂教諭は、特に減額査定の理由を高校の管理職などに尋ねたりはしなかった。なお、職務評価による一時金支給制度が導入されて以降、この平成18年度冬季一時金より前のX₃教諭の職務評価は標準より低いマイナス10パーセントが1回で、そのほかはプラス、マイナスのない標準であり、X₂教諭はすべて標準だった。

〔甲63、甲65、乙18、乙59〕

イ 平成18年度冬季一時金の減額査定理由及びそれらに関連する事実
学園が、本件審査において主張したX₃教諭及びX₂教諭の平成18年

度冬季一時金の減額査定理由及びそれらに関連する事実は以下のとおりである。

(ア) X₃教諭の減額査定理由

a 平成18年度期末考査の際の解答用紙の未回収

平成18年6月29日、X₃教諭は、期末考査の英語の試験監督をしていたが、試験終了後、1人の生徒の解答用紙を回収していないことに気が付かず、その後回収できたものの、7月6日このことについての始末書をY₂校長あてに提出した。

b タイムカードへの「部活動」印の事前押印

(学園は、X₃教諭が毎月始めに日曜日や祭日を除いて当該月の全ての日に、学校を出て部活動に行く時にタイムカードに押印する「部活動」のゴム印を事前に押印していた旨主張している。)

(イ) X₂教諭の減額査定理由

a 進学選考会議の内容の生徒への漏洩

平成18年9月、高校において、大学の推薦入学の対象とする生徒を選考する進学選考会議が行われ、この会議に出席していたX₂教諭は、同会議の結果を授業中に一部生徒に話したことがあった。

b 停学中の生徒への不十分な指導

X₂教諭が担任をしているクラスの生徒が問題を起こしたため、平成18年9月7日から同月20日までの14日間の停学処分となった。この期間中、当該生徒は、課せられた課題が完成できず、反省日誌もほとんど記入しなかった。このため、同生徒は、無期停学処分となった。X₂教諭は、この間学年主任とともに同生徒宅を訪問するなどして指導を行っていたが、同年10月Y₅総括教頭から、この生徒の指導について、不十分であると注意を受けた。

c 管理職と生徒指導部の合同会議の内容の他教師への漏洩

上記bの生徒の処遇について、平成18年9月28日に管理職と生徒指導部の合同会議が行われ、退学ではなく無期停学処分とする方針が決められた。X₂教諭は、このことを生徒指導係で当該生徒の所属する応援団の指導係でもある教師に知らせた。

[甲65、乙8、乙59、乙61、乙62]

(4) X₃教諭及びX₂教諭に対する平成19年度夏季一時金の査定と支給

平成19年6月29日、学園は、平成19年度夏季一時金について、X₃教諭、X₂教諭及びX₆教諭に対して、職務評価により90パーセントと標準より低く査定してX₃教諭に428,728円、X₂教諭に445,677円、それぞれ支給した。これにより、X₃教諭に対する支給額は、標準の査定による支給額に比して、47,636円、X₂教諭に対する支給額も、同じく49,519円低額となった。なお、高校の同一一時金支給率(月数)は、1.0月であった。

同年7月4日の放課後、X₃教諭及びX₂教諭は、校長室に自身の一時金減額査定理由を尋ねに行った。Y₂校長、Y₄副校長及びY₅総括教頭は、「1人1人の評価の問題だから、1人ずつにしか話せない。労働問題でもないし、組合の問題ではない。」などと述べた。このため、X₃教諭のみが校長室に残り、X₂教諭は帰宅した。

X₃教諭が減額査定理由を尋ねたところ、Y₂校長らは、その理由として、①八幡ロイヤルホテルでX₂教諭と一緒にいたところを何者かに盗撮され、Y₁理事長及びY₂校長らにその写真が送られたことにより高校の名誉が傷付けられたこと、②授業の管理が悪い(寝ている生徒がいる)こと、③昨年度の卒業式の日終礼に間に合わなかったこと及び④昨年12月の高校のマラソン大会において当時のY₁副理事長の公用車に乗り込んだことを説明した。

[甲1の1、甲2の1、甲63、甲65、乙18、乙56、乙57]

(5) 上記及び上記以外のX₃教諭及びX₂教諭の一時金減額査定理由

学園が、本件審査において、X₃教諭及びX₂教諭の平成19年度夏季一時金の減額査定理由として主張したのは、それぞれ次のア及びイの事項である。

ア X₃教諭について

- (ア) 上記八幡ロイヤルホテルの件
- (イ) 社会福祉推進係の杜撰な会計処理
- (ウ) ソフトテニス部での怠慢な指導等
- (エ) 授業管理の問題
- (オ) 昨年度卒業式の日終礼欠席

(カ) マラソン大会での副理事長公用車への乗り込み

イ X₂教諭について

(ア) 上記八幡ロイヤルホテルの件

(イ) 社会福祉推進係の杜撰な会計処理

(ウ) 授業中に教室を度々離れ職員室に戻るなどの行為

(エ) 授業管理の問題

(オ) 6月9日の文化祭での卒業生への発言

(6) 減額査定の理由に関連する事実

学園が減額査定の理由としてあげる上記事項に関連する事実は以下のとおりである。

ア 両教諭に共通する減額査定の理由に関連する事実

(ア) 八幡ロイヤルホテルの件

前記2(5)に認定のとおりである。

(イ) 社会福祉推進係の会計処理について

高校は、平成17年度から3年間、北九州市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)からの委託により生徒に社会福祉活動の体験をさせるなどの事業を行う、社会福祉協力校事業の協力校に選定された。高校では、この事業は、当時総務部長であったX₃教諭が社会福祉推進係長となり、総務副部長であったX₂教諭のほか数名の教諭で構成する社会福祉推進係が担当することとなった。同事業では、協力校は、毎年度事業計画を立てて預託された事業費10万円を使用し事業を実施するとともに、年度ごとに事業報告書と決算書を社会福祉協議会に提出することになっていたが、平成17年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)決算の報告において領収書の添付のない支出があるなどの不備があり、Y₅総括教頭は、X₂教諭に注意を行った。

平成18年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)も、年度末になっての事業費の支出や領収書の不備などがあったため、Y₅総括教頭は、同年度も決算報告書が不明瞭であるとして、X₃教諭及びX₂教諭に注意を行った。

なお、高校は、平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に当該年度の事業報告書及び決算書並びに過去3年間分の報

告書を社会福祉協議会に提出し、事業を終えた。

[甲 6 3、甲 6 5、乙 4 8、乙 4 9、乙 5 9、乙 6 2]

イ 上記以外の X₃教諭の減額査定の理由に関連する事実

(ア) マラソン大会の日の副理事長公用車への乗り込みについて

平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日、高校で実施されたマラソン大会の会場警備に当たっていた X₃教諭は、当時副理事長であった Y₁理事長が公用車で来場した際、同副理事長が下車し会場に赴いている間、停車中の公用車の助手席に乗り込み、知り合いであった同車の運転手と話をした。このことを、車に戻ってきた同副理事長と Y₄副校長に見られ、翌日、X₃教諭は、Y₂校長と Y₄副校長から礼儀作法が欠如しているとして注意を受けた。

[甲 6 3、乙 5 9、乙 6 1]

(イ) 卒業式の日終礼欠席について

平成 1 9 年 3 月 2 日、高校の卒業式の後、終礼が行われたが、X₃教諭は、顧問をしているソフトテニス部の生徒たちとの送別会のため校舎外のテニスコートにおり、管理職から終礼の時間の連絡がなかったため、終礼に出席しなかった。このとき、X₃教諭は、Y₂校長から電話で「何しよんか。」「どこにおるんか。」と問われ、終礼に出席しなかったことを注意された。

[甲 6 3、乙 6 1]

(ウ) ソフトテニス部における指導等について

- a 平成 1 9 年 4 月 1 0 日、ソフトテニス部の早朝練習の際、X₃教諭は、同練習の場に不在で、Y₂校長から注意を受けた。
- b 平成 1 9 年 4 月 1 4 日、1 5 日に他県で行われる練習試合の起案書の提出が遅れ、直前の 1 3 日になったことについて、同月 1 7 日、X₃教諭は、Y₂校長から注意を受けた。このとき同教諭は、練習試合の日程が直前に決定したためだったと述べた。
- c 平成 1 9 年 5 月、ソフトテニス部の生徒の保護者から高校に対して X₃教諭のソフトテニス部での指導等について苦情があったとして Y₂校長が事実を確認したところ、同教諭はその苦情について否定した。

d 同年6月20日、ソフトテニス部の試合出場のための部員である生徒の公欠願いが提出されていないことについて、X₃教諭は、Y₇教頭から注意を受け、教務担当者に公欠願いを出したものの、生徒のクラス担任には連絡しなかった。

[乙59、乙63]

(エ) 授業管理について

X₃教諭は、授業管理については、これまで特に管理職から寝ている生徒がいるなどとして注意や指導を受けたことはなかった。

[審①X₃本人]

ウ 前記ア以外のX₂教諭の減額査定の理由に関連する事実

(ア) 教室離室について

平成19年4月から5月頃、X₂教諭は、担当授業開始後、自らの忘れ物や教材を忘れた生徒のため教材のコピーを取りに行くため、教室を離れ職員室に戻ることが数回あり、5月29日、Y₅総括教頭から「授業中に職員室に戻ってくるのは準備不足。」と注意された。

なお、Y₅総括教頭から注意を受けた後、X₂教諭が職員室に戻ってくることはなくなった。

[甲65、乙59、乙62、審⑦Y₅証人]

(イ) 授業管理について

管理職が授業巡回した際、X₂教諭の授業は、いつも騒がしく、特に居眠りをしている生徒が多いという印象を持った。Y₅総括教頭が、X₂教諭に対し、同教諭の授業において、雑談が多いのではないかと一度質したところ、X₂教諭はこれを否定した。

[甲65、乙62、審⑦Y₅証人]

(ウ) 文化祭での卒業生への発言について

平成19年6月9日、高校の文化祭において、X₂教諭が顧問を務める文芸部が使用していた教室で、X₂教諭は、来校していた文芸部の卒業生2人に対し、平成18年度文芸部の副顧問を務めていたX₅教諭の解雇に関する話を行い、その卒業生の中に福高教組役員である教諭の教え子がいたことから、X₅教諭の解雇問題について自分とその先生とは考え方が違うので後記6(1)の戻す会の活動への参加については

無理をしないようにと述べた。その時、この教室の中には在校生もいた。

文芸部の副顧問であるZ₈常勤講師は、このことをY₅総括教頭に報告した。

同月11日、X₂教諭は、Y₂校長及びY₄副校長から、校長室に呼ばれ、9日の文化祭のとき、文芸部の展示教室において、同部の卒業生にX₅教諭の解雇に関する話をしたことを指摘され、近くに在校生もいる状況でそのような話をするべきではないと注意を受けた。その際、Y₄副校長らが、文化祭中といえども勤務時間中にそのような組合活動の話をしていいのかと質し、X₂教諭は組合活動ではないと答えるやりとりもあった。

[甲65、乙25、乙32、乙51、乙59、乙61、乙62]

(エ) X₂教諭が情報漏洩を行ったと学園が主張する事実について（但しいずれも平成18年度の実事）

平成18年9月、X₂教諭は、大学の推薦入学の対象とする生徒を選考する進学選考会議の審議の内容を生徒に話したとして、Y₂校長から注意を受けた。

また、同じ頃、X₂教諭は、停学処分を受けていた同教諭の担任クラスの生徒のその後の処遇を検討する管理職と生徒指導部の合同会議の検討結果を生徒指導係で当該生徒の所属する応援団の指導係でもある教諭に告げた。

同年10月、X₂教諭は、停学中の当該生徒の指導について、不十分であるとY₅総括教頭から注意を受けた。

[甲65、乙59、乙61、乙62、乙63]

(7) X₃教諭及びX₂教諭の過去の評価査定の状況

X₃教諭及びX₂教諭の過去の評価査定の状況については、別紙2のとおりである。

[乙18]

(8) 高校における過去の各評価点による支給率ごとの人数の比率について

高校における過去の各評価点による支給率ごとの人数の比率については、別紙3のとおりである。

5 停学処分になったソフトテニス部の生徒の指導に関するY₂校長らのX₃教諭に対する言動

(1) いじめ事件に係るX₃教諭の対応

平成19年6月15日、高校の2年生の情報コースのクラスにおいて生徒5人によるいじめ事件が発覚した。この結果、ソフトテニス部に所属する加害者の1人である生徒Z₉が無期の特別指導（家庭謹慎）となった。Z₉はソフトテニスの技能特待生として高校に入学した生徒であった。

同月16日、ソフトテニス部の顧問であるX₃教諭は、事前に管理職に相談等を行わないまま高校にZ₉の保護者を呼び出し、Z₉を退部させるかもしれないこと等を告げた。また、その後、同教諭は、Z₉のクラス担任のZ₁₀教諭（以下「Z₁₀教諭」という。）にも同様のことを告げた。

7月6日、Z₁₀教諭は、このことについてY₇教頭に相談しその指示を受けて、今後もZ₉を退部させないようX₃教諭に要請したところ、同教諭は、Z₁₀教諭に対し、いじめの被害者とされる同じソフトテニス部所属の2年生のZ₁₁という生徒の保護者からZ₉について相談を受けているので、Z₉を同部に戻すことはできない旨返答した。同日、Z₁₀教諭から報告を受けたY₇教頭は、X₃教諭に対し、職員室において、部活で勧誘して連れてきた生徒であれば、最後まで面倒を見るのが責任ではないかと強い口調で注意した。

同日、放課後、X₃教諭からZ₉をソフトテニス部に戻す話がある旨電話で連絡を受けたZ₁₁の保護者が来校し、Z₁₀教諭らと面談して、Z₉の退部を求める旨申し入れた。

[甲62、甲63、乙38、乙59、乙63]

(2) 7月7日のY₂校長らの言動

7月7日午前11時、X₃教諭は、校長室に呼ばれ、Y₂校長ら管理職4名から、Z₉の問題に関するX₃教諭の対応などについて約1時間30分にわたって事情聴取を受けた。

Y₂校長らは、X₃教諭がZ₉に係るいじめの相談を受けるなどいじめの事実気づいた時点でなぜ管理職に報告等をしなかったのか、Z₉の退部

について、技能特待生の入学等の取扱いについては校長に権限があるにもかかわらず、管理職に相談等を行うことなく、なぜZ₁₁の保護者に話をしたのかなどと問い質し、その対応を叱責した。

これに対し、X₃教諭は、いじめの問題は部活内ではなく、クラスで起きていたなどとして、自らには非がない旨答えたため、Y₄副校長は、同教諭に対して、教員の資質が問われるなどと発言し、Y₂校長も自分で自分を不利にしてしまうなどと述べた。

なお、この事情聴取の間、Y₇教頭は、2年の学年主任であるZ₁₂教諭（以下「Z₁₂教諭」という。）に、いじめの被害を受けたZ₁₁に対し、Z₉からの嫌がらせの状況について確認を行うよう指示し、同教諭は、Z₁₁から聴取した。

〔乙25、乙33、乙37、乙51、乙59、乙61、乙63〕

(3) 7月9日のY₂校長らの言動

7月9日午後4時15分、X₃教諭は、校長室に呼ばれ、Z₁₂教諭がZ₁₁から聴取した内容を基に、再度、同月7日と同じくY₂校長ら管理職4名から約50分にわたり事情聴取を受けた。

Y₂校長らは、X₃教諭に対し、Z₁₁から事情聴取した内容として、Z₉による悪口やあだ名で呼ぶなどのいじめはソフトテニス部においてもあったこと、X₃教諭が男子部員ばかり面倒を見てZ₁₁ら女子部員への指導が行き届いていないことなどを告げた。その上で、Y₂校長らは、X₃教諭に対して、ソフトテニス部においてもいじめがあったこと及びそのことを認識していたことを認めるよう促すとともに、いじめの事実を管理職に報告せず、Z₉の退部に関して保護者に話をしたことなどを詰問した。

これに対し、X₃教諭は、Z₉によるいじめ問題はクラスで起きていたことであってソフトテニス部においてはなかったこと、自分はベストを尽くしており、非はない旨答えた。さらに、同教諭は、このように管理職4人で1人を責めることを非難した。

〔甲62、甲63、乙34、乙51、乙59、乙61、乙63〕

(4) X₃教諭の指導経過報告書の提出

同月18日、X₃教諭は、Y₂校長から、Z₉の指導経過報告書を同月20日までに提出するよう命令され、同日、提出したが、あて名及び作成

者の記名、押印がなかったため、Y₂校長から再提出するよう指示され、訂正の上同月23日、再提出した。

[乙9、乙59、乙61]

6 情宣紙の郵送に係るY₂校長らのX₄教諭、X₃教諭に対する言動

(1) 「X₅先生を自由ヶ丘高等学校の教壇に戻す会」について

平成19年6月15日、「X₅先生を自由ヶ丘高等学校の教壇に戻す会」(以下「戻す会」という。)が発足した。

同会は、学園を同年3月に整理解雇されたX₅教諭を高校の教壇に戻すことを主な目的として、学園の教職員、元教職員、高校の卒業生などにより結成されたもので、署名活動、X₅教諭の前記3(8)の裁判の傍聴、また戻す会ニュースの発行、裁判支援などを主な活動内容としている。この戻す会の活動を協議会及び協議会に加盟している組合も支援している。なお、戻す会の運営を行う世話人の一人として、組合の書記長であるX₄教諭が同会の事務局長に就任した。

[甲45、甲46、甲47の1、甲79]

(2) 組合による高校の教職員への情宣紙の郵送

同年8月22日、組合は、同組合名で、高校の教職員約70名に、組合への理解を呼びかける文書、組合ニュース、協議会が発行している協議会ニュース及び私教連ニュースを郵送した。

なお、上記文書には、X₅教諭の整理解雇問題に関して、学園は経営状況の回復に向けて教職員の解雇以外の方法を検討すべきであること、及び安定した教育を提供するためには教員の身分の保障が必要であることなどが記載されていた。

[甲48]

(3) 戻す会による高校の教職員への情宣紙の郵送

同年8月28日、戻す会は、管理職を含む高校の教職員約90名に対し、戻す会世話人会会長名の同会への入会及びX₅教諭への支援を呼びかける文書、戻す会の入会案内、戻す会ニュース準備号及び同第1号を郵送した。

なお、上記文書には、同教諭の解雇は整理解雇の4要件を満たしてお

らず、不当解雇に当たること、及び同教諭の解雇を許せば今後学園全体で同様の整理解雇が実施されることが予測されることなどが記載されていた。

[甲49、乙58、乙59]

(4) 8月31日のY₂校長らのX₄教諭に対する言動

同年8月31日、Y₂校長及びY₄副校長は、戻す会の事務局長であるX₄教諭を校長室に呼び、上記(3)の戻す会による教職員への情宣紙の郵送について事情聴取を行った。

Y₂校長らは、X₄教諭に対し、戻す会の情宣紙を受け取った教員の中から、個人情報である住所などをなぜ第三者が知っているのかという苦情があったこと、高校の職員住所録が外部に流出して使用されたのではないかと思っていること、もしそうであれば個人情報保護法の違反行為であり、同情報を管理する学校の責任が問われることなどを述べ、同情宣紙に戻す会の事務局長としてX₄教諭の名が記されていることを挙げて、同教諭がこの情報流出に関与しているのではないかと尋ねた。

これに対し、X₄教諭は、自らは流出させていないし知らないと答えた。

Y₂校長らは、X₄教諭に対して、同教諭が知らないのであれば、誰が流出させたか調べてほしいこと、戻す会の会長に苦情が出ていると伝えてほしいこと、今後同様のことがあった場合、事務局長であるX₄教諭が個人情報保護に関する前記注意を承知の上で行われたと捉える旨述べた。

同日以降、戻す会は、同年12月末に一度管理職を含む高校の教職員らに対し、情宣紙を郵送した以外は、情宣紙を郵送することはなかった。

なお、高校では、毎年度、同校の教職員の住所及び電話番号を記載した「職員住所録」を作成し、教職員に配付しているが、平成19年度の職員住所録には、「個人情報保護法により、自己責任のもとに取り扱いには充分注意して下さい」と記されていた。

[甲79、乙45、乙59、乙61、乙68、乙71]

(5) 9月1日のY₂校長らのX₃教諭に対する言動

9月1日、Y₂校長及びY₄副校長は、組合の執行委員長であるX₃教諭を校長室に呼び、上記(2)の組合による教職員への情宣紙の郵送について事情聴取及び注意を行った。

Y₂校長らは、X₃教諭に対し、上記情宣紙を郵送された教職員から苦情が寄せられていると述べ、職員住所録を流用して情宣紙を郵送したのではないかと質した。これに対し、X₃教諭は、自分は職員住所録を誰にも渡していないし、情宣紙の郵送に職員住所録が使われたかどうかはわからないと答えた。Y₂校長らは、X₃教諭に対し、個人情報保護の上で問題があるので、職員住所録は使用しないこと、今回は注意にとどめるが、今後同様のことがあれば、学校として対応する旨述べた。

なお、組合は、同日以降、高校の教職員へ情宣紙を郵送することはなかった。

[乙59、乙61、乙69、乙71]

(6) 9月3日の職員朝礼におけるY₂校長らの発言

9月3日の職員朝礼において、Y₂校長は、個人情報の取扱いについては慎重を期すよう要請し、それに引き続き、Y₄副校長は、教職員間の年賀状などに使用するための住所録は取扱いに十分注意するよう表示して配付しているが、10日ほどの間に2回、ある団体から高校の管理職も含め教職員に文書が郵送されたこと、これに関し個人情報の取扱いについて郵送を受けた教職員から苦情が寄せられたこと、この文書送付に高校の教員が関与していたとみられるため先日注意、指導を行ったこと、今後同様のことがあった場合、学校として対処し、毅然たる態度をとる旨述べた。

[甲61の1～2、乙59、乙61、乙70、乙71]

7 X₂教諭に対する9月18日付け戒告処分

(1) X₂教諭の勤務時間中のファックス機の使用

夏休み期間中である平成19年7月23日、X₂教諭は、午前中に3年生の小論文や文芸部の生徒の作品の添削指導を行う傍ら、午前11時55分からの校内巡視を行い、午後2時13分に高校の職員室のファックス機を利用して本件申立てに関する相談の文書A4判1枚を福岡第一法律事務所Z₁₃弁護士あてに送信した。

しかし、ファックス番号が間違っていたため、送信した文書が自動的にファックス機に返送された。

同月26日、返送された文書がファックス機に残っていることに気付いた別の教員が、Y₅総括教頭へ報告した。

[甲65、乙46、乙59、乙62]

(2) Y₂校長らによるX₂教諭に対する事情聴取と注意

同月27日、Y₂校長、Y₄副校長及びY₅総括教頭は、X₂教諭を校長室に呼び、上記(1)のファックス送信について事情聴取を行った。同教諭は、「この日は生徒が夏休みに入った時期であり、いつからいつまでが10分休みか分からなかったし、10分休みに組合活動をしてもおかしくない。だから、勤務時間中における組合活動ではない。」などと弁明した。これに対し、Y₂校長らは、10分休みは教員にとっては教室間の移動のための時間であり休み時間ではなく、これを組合活動に使うことはよくない旨注意を行った。

[乙59、乙61、乙62]

(3) 人事委員会の開催

同月30日、高校の人事委員会が開催され、Y₁理事長にX₂教諭の上記(1)のファックス送信の件について上申することが了承され、8月6日付けで、上申書がY₁理事長に提出された。

9月6日、学園の人事委員会が開催され、X₂教諭に対してヒアリングが実施された。同教諭は、「この日は夏休み期間中であり、昼休みがいつからいつまでというのも明確でなかったし、当日は朝から13時50分過ぎまで生徒の指導に追われていて、昼休みが取れなかったのも、その後自分の判断で昼休みを取ることにし、ファックス送信をした。だから、本件の行為は勤務時間中における組合活動には当たらない。」と弁明した。

[乙59]

(4) X₂教諭に対する戒告処分

9月18日、学園の人事委員会の答申に基づき、学園の理事会が開催され、X₂教諭を戒告処分にする事が決定された。

同月20日、Y₁理事長がX₂教諭に対し、同月18日付けの処分決定通知及び戒告処分辞令を交付した。同処分決定通知には、「貴殿が、平成19年7月23日の勤務時間中に、自由ヶ丘高等学校職員室に設置してあるFAX機を利用して本来業務とは無関係の文書を送信した行為」は、

「学園の就業規則第13条第7号『労働時間中に業務に関係のない行為をして業務に支障を与えてはならない。』に違反しており、同規則第43条第1号『法令及び学園の定める諸規則に違反したとき』に該当することから、貴殿を同規則第42条により」戒告処分とすることが記されていた。また同辞令にも「福原学園就業規則第43条第1号により懲戒処分として戒告とする。」と記載されていた。

[甲3、甲4、乙15、乙59]

8 本件申立て後の事情

(1) X₂教諭の懲戒解雇

学園は、X₂教諭が平成19年8月に、戻す会結成に係る裁判支援要請ビラの配布作業を高校の生徒会に所属する3名の生徒に行わせたとして、同教諭を平成20年3月7日付けで懲戒解雇処分とした。

[甲80、甲81、乙59]

(2) X₄教諭の組合等脱退

同月27日、X₄教諭は、組合及び戻す会を脱退した。

[乙59]

(3) X₃教諭の高校退職及び組合脱退

同月31日、X₃教諭は、高校を退職するとともに、組合を脱退した。

[乙59、審⑧X₂本人]

第3 判断及び法律上の根拠

1 X₂教諭に副担任としての担当クラスを割り当てなかったことについて

(1) 申立人らの主張

X₂教諭が平成19年度において担当クラスのない副担任とされた理由について、学園は、同教諭が会議内容を漏洩したことや、他の教員が同教諭の受け入れに難色を示したことを挙げているが、このような事実は存在しない。

X₂教諭は前年度まで総務部長という重要職に起用されていたこと、高校の前身である九女大附属高校の時代から20年以上継続して担当

クラスを割り当てられてきたこと、高校においては副担任も特定のクラスを担当するのが通例であったこと、平成19年度の担任割当が決まったのは平成19年3月22日頃であり、申立人組合が結成された日と同日であることに鑑みると、X₂教諭に副担任としての担当クラスを割り当てなかったことは恣意的な仕事外しであり、不利益取扱いにはかならない。

(2) 被申立人の主張

特定クラス担当であるか否かを問わず、副担任には手当は支給されない。また、特定クラス担当の副担任と学年全体の副担任との間で職務内容の差はほとんどない。学年全体の副担任でありかつ校務分掌が一つという教員も毎年一定数おり、それにより精神的苦痛を受けることはなく、不利益はない。

担任及び副担任の決定にあたっては、X₂教諭が、平成18年度の進学選考会議や管理職と生徒指導部の合同会議の内容を漏らしたことにより校内に混乱を引き起こしたこと、停学中の生徒の指導が不十分であったこと、及び総務部長の職責も十分に果たせなかったことなどにより、各学年主任から自分の学年からX₂教諭を外してほしいとの強い要望が出されたため、担任及び担当クラスのある副担任から外さざるを得なかった。

新組合結成前の平成19年3月22日頃には、担任及び副担任はほぼ固まっていたのであり、同月23日の組合ニュース配布の結果、X₂教諭を学年全体の副担任としたという申立人らの主張は成り立たない。したがって、X₂教諭を担当クラスのない副担任としたことは、新組合の結成とは関連性がなく不当労働行為に当たらない。

(3) 当委員会の判断

ア X₂教諭に副担任としての担当クラスを割り当てなかったことの不利益性について

被申立人は、特定クラス担当の副担任と学年全体の副担任はいずれも手当の支給はなく、その間で職務内容の差もないのであり、また、学年全体の副担任で校務分掌が一つという教員も毎年一定数いるのであるから、そのようなことで精神的苦痛を受けることはなく、

不利益はないと主張する。

X₂教諭は、別紙1認定のとおり高校開設時の平成14年度は女子部第2学年付き副担任として担当クラスはなかったけれども校務分掌では募集対策部副部長にあり、翌15年度は3年女子部商業クラス副担任で校務分掌は募集対策部募集係他を担当し、翌16年度からは第1学年進学4科B4クラスを担当して、このクラスを平成18年度まで持ち上がり、校務分掌もその間は総務部副部長、総務部長を務めてきた経歴がある。このことから、X₂教諭はクラス担任ないし校務分掌でもその20年以上の教員としての経歴に相応する責任ある地位と職務を担ってきたことが窺われる。

そうであれば、前記第2の3(3)及び(5)に認定のとおり、組合結成直後の平成19年度において、X₂教諭が、それまでと異なり、クラス担任から外され、部長職などの主要な校務分掌も任されず、昼休みに高校の図書館の見回りなどを行う教務部学校図書係だけとなったことは、たとえ高校においてこれまでも学年全体の副担任の教員の例があり、また副担任には手当が支給されていないとしても、たとえばホームルームへの参加や生徒一人ひとりとの接触や指導の機会など、その勤務や処遇の面で大きな差を生じているといわざるを得ない。これは、ベテランの教員である同教諭に対して、職務上も精神上も不利益を与えるものである。

よって、このようにX₂教諭が副担任としての担任クラスを割り当てられなかったことには、不利益性があると認められる。

イ 不当労働行為の成否について

被申立人は、クラスの担任及び副担任は3月23日の組合ニュース配布前の同月22日にはほぼ固まっていたため、X₂教諭に副担任としての担当クラスを割り当てなかったことは、不当労働行為には当たらないと主張する。

しかしながら、X₂教諭らの組合活動の経緯をみると次のような事実が認められる。

X₂教諭らが役員をしていた福高教組は、前記第2の2(3)に認定のとおり、平成18年12月20日の第2回団交でX₅教諭の解雇

予告を学園に撤回させるなど、特にX₅教諭の解雇問題には積極的に取り組んできており、学園とは同月4日から平成19年1月16日まで4回の団交を重ねている。その中で、1月11日の団交の翌日の12日には、同教組の執行委員長のX₃教諭と同執行委員のX₂教諭は、Y₂校長からわざわざ校長室へ呼び出され、前日の団交の内容について抗議を受けている。そして、同年3月に至り、X₂教諭らは、X₅教諭の整理解雇を不当として提訴することが臨時組合大会において否決されたため、福高教組から別れ、自由ヶ丘教組を結成し、同月23日にそのことを告げる情宣紙を配布している。

このように、X₂教諭らのX₅教諭解雇問題への積極的な取組みは、すでに福高教組の役員であった平成18年11月から一貫して行われており、このことは、学園としても十分認識しX₂教諭らに着目していたことが窺えるのである。そして、3月23日の情宣紙の配布については、後記判断のとおり、高校管理職が強い嫌悪の情をあらわにしてX₂教諭らに対応している。

そうであれば、学園がすでに3月22日の学校運営委員会開催時点でX₂教諭を主要な校務分掌の役から外す案を考えていたとしても、それは上記のような従前からのX₂教諭らの学園に対立する姿勢と無関係とはいえず、同教諭らがX₅教諭の解雇問題について福高教組より強硬な裁判での闘争を行うべく新組合を結成し、それを告知する情宣紙を3月23日に配布したことによって、学園が、X₂教諭を校務分掌からの締め出しに止まらず、クラスの担任や副担任からも外すよう決定し措置したものと推認せざるを得ない。

なお、クラスの担任や副担任の割り当ては、3月22日頃にはほぼ固まっていたとも被申立人は主張するが、同日の高校の運営委員会ではそれらは示されておらず、自由ヶ丘高校の平成19年度入学手続締切日である同日までに、クラスの担任及び副担任が固まっていたと認め得る疎明はない。最終的には校長の権限で、3月23日の組合の情宣紙配布以後に決定し、同月26日及び翌27日に発表されているとみられるのであるから、担任等の割り当てが新組合結成と関連性はないとする上記被申立人の主張は採用できない。

また、被申立人は、X₂教諭をクラスの担任や副担任などから外した理由として、同教諭が平成18年度の進学選考会議等の内容を口外したことで校内に混乱を引き起こし、また停学中の生徒の指導も不十分であったことなどから、各学年主任などの信頼を失い、その反対があったと主張する。

しかしながら、前記のとおり、クラスの担任や重要な校務分掌を担ってきたX₂教諭が、平成18年度に至り、同教諭自身は否定している校内の会議で得た秘密を他の教員や生徒に漏らしたということや停学中の生徒の指導が不十分であったことなどを理由にこのわずか1年間で多くの教員の信頼を一挙に失い、学年主任らがX₂教諭を自分たちの学年から外してほしいと要望したというのは、極めて不自然なものといわざるを得ず、平成18年度まで格別問題なく担任、副担任や校務分掌を同教諭に割り当ててきたそれまでの高校の対応とも隔たりがあり、被申立人のこの主張は認め難い。

さらに、前記第2の3(5)に認定のとおり、平成19年度の担任、副担任約90名中、担当クラスのない副担任わずか3名のうち2名はX₃教諭及びX₂教諭であり、残りの1名の自由ヶ丘教組の組合員ではない教諭は、人権教育対策部主任という主要な校務分掌を担っているため担当クラスを割り当てられなかったのであって、この点でも平成19年度における両教諭の職務分担は異例なものであったとみることができる。

以上のとおりであるから、学園がX₂教諭に副担任としての担当クラスを割り当てなかったことは、学園がX₃教諭の解雇問題に端を發した新組合結成などのX₂教諭の組合活動を嫌悪したことの現れであると考えざるを得なく、労組法7条1号に該当する不当労働行為である。

2 平成19年度夏季一時金について

(1) 申立人らの主張

ア X₃教諭について

X₃教諭の査定を低く行った理由として、Y₂校長は同教諭に対し、

①八幡ロイヤルホテルでX₂教諭と一緒にいた写真が後援会長、同窓会長らに届き、学校の名誉が傷つけられたこと、②X₃教諭の授業中には居眠りをしている生徒がいること、③平成18年度の卒業式の日、終礼に間に合わなかったこと、④X₃教諭が副理事長の公用車に乗り込んだことを説明した。

しかし、①についてはX₂教諭と労働組合の結成大会のための打ち合わせを行ったにすぎず、何ら不適切なことはなく、匿名の投書の不自然さを何ら意とせず、両教諭のみを事情聴取し、その行動を咎める学園の対応からは組合への悪意ないし敵視が看取されるのであり、同投書との関与も疑われるものであり、②については高校から指導をされたこともなく具体的事実に基づくものではなく、③については当日終礼を行う場合は高校が各教員に連絡するとされていたが、生徒との送別会のためテニスコートにいたX₃教諭には終礼の時間が連絡されず、他にも終礼に出なかった部活顧問の教員がいたにもかかわらずX₃教諭のみがなじられたものであり、④については公用車の運転手と車内で話をしただけであるから、いずれも査定の根拠にするような理由ではない。

また、被申立人は、上記理由以外に本件の審査過程においていくつかの理由を主張しているが、これらの理由はX₃教諭が管理職に減額査定の理由を尋ねた際には示されておらず信用できるものではなく、いずれも正当な減額査定の理由と認められないものである。

イ X₂教諭について

X₂教諭の査定を低く行った理由として、被申立人は、①X₃教諭に係る上記ア①と同じ理由、②X₂教諭が担当していた社会福祉推進係の平成17年度及び翌18年度の会計処理が杜撰であったこと、③X₂教諭が平成19年4月から5月にかけて授業中頻繁に職員室に戻ってきたところをY₃総括教頭が確認していること、④X₂教諭の授業中に雑談や生徒の居眠りが多いこと、⑤平成19年6月9日の高校の文化祭においてX₂教諭が在校生を戻す会に勧誘したことを挙げている。

しかし、①については上記アのX₃教諭と同様の事情であり、②に

については会計担当の常勤講師がX₂教諭らの指示を受けずに決算報告書を提出するなどしたものでこれを同教諭らの責に帰すことはできない上、一部領収書の不備等があったものの不正支出などはなく、④についてもそのような事実はない。

また、③についても主に教材を忘れた生徒のために教材をコピーしに職員室に戻っていたのであり、なんら低い評価をするには当たらず、むしろこのようにY₃総括教頭がX₂教諭を監視していたのは、同教諭を攻撃する材料を探していたことの現れである。

また、⑤についてもそのような事実はないし、そもそも同日は平成19年度夏季一時金の査定対象期間外のことである。

ウ 以上から、被申立人の主張するようなX₃教諭及びX₂教諭の査定を低く行うべき正当な理由は存在しない。むしろ、X₃教諭らがそれぞれ組合の執行委員長及び副執行委員長であったことから、これを嫌悪して、嫌がらせのために平成19年度夏季一時金を減額したものであり、これは労組法7条1号に該当する不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

ア 両者に共通する理由について

(ア) 八幡ロイヤルホテルにおいてX₃教諭及びX₂教諭が一緒にいた件については、事情聴取の際の両教諭の弁解や説明、写真を見る限り不倫関係を推測せざるを得ないし、たとえ両教諭がそのような関係になかったとしても、同じ職場の既婚の男女が、深夜、ホテルの一室に入ったということは高い倫理観を求められる教員であることに加え社会人としての常識をも逸脱しており、当該ホテルと高校との地理的近接度と学校関係者の利用可能性、及び写真等が後援会長、同窓会長にまで送付されたこと等を考えると、教育上の問題として捉えざるを得ず、高校の対外的名誉、信用を損なうものである上、両教諭が何ら反省の態度を示さない点をも踏まえて査定の一事情としたものである。

(イ) 社会福祉推進係の平成17年度及び翌18年度の会計処理については、Y₃総括教頭から直接指導を受けていたにもかかわらず、X₃教諭らは全くこれを意に介さず、決算時期になると予算消化の

ために場当たりに買物をし、品目、作成者の記載も印鑑もない領収書を添付して決算をするなど、会計処理が杜撰であり、高校の対外的信用にもかかわりかねないものであったことが査定の理由となったものである。

イ X₃教諭について

(ア) 平成18年12月15日のマラソン大会において、X₃教諭は会場警備の持ち場を離れ、Y₁副理事長の公用車の助手席に乗り込み、運転手と話していたのである。これは、社会常識を逸した行為であるばかりか、生徒の安全確保という職務を何ら顧みない行為である。

(イ) X₃教諭は以前から勤務時間中に無断で校舎を離れソフトテニスの横の部屋にすることがあり、管理職から注意、指導がなされていたにもかかわらず、平成19年3月2日の卒業式後、管理職に連絡せずにソフトテニス場に行っており、同日の終礼に出席しなかったため、Y₂校長から改めて注意、指導がなされた。

(ウ) X₃教諭は、顧問を務めるソフトテニス部について、試合中酒気を帯びて寝ており、試合を見ていなかったなどとして保護者から苦情を受けるなどして、管理職から何度も注意指導がなされている。

また、平成19年度においても、保護者から交代させてほしいとの要望が出たり、同年4月10日、同部の早朝練習の際不在であり、そのことを指摘されると、実際は年休を取っていたにもかかわらず、タイムレコーダーを打刻に行っていたなどと虚偽の発言を行ったり、練習試合のための出張申請や生徒の公欠願いの提出が遅れるなどのことがあった。

(エ) 高校の管理職は交代で常時授業巡回をしているが、X₃教諭の授業は同教諭の雑談が多く、生徒がざわついており、生徒が教科書を開いていないところを各管理職が何度も目にしている。

ウ X₂教諭について

(ア) 平成19年4月から5月にかけて、X₂教諭は授業中に正当な理由なく頻繁に教室を離れ、職員室に戻ってくるようになり、Y₃総

括教頭が確認しただけでも6回あり、同総括教頭から注意を受けた。

(イ) X₂教諭の授業は特に居眠りをしている生徒が多く、騒がしいところを各教室を巡回中の管理職だけでなく、それ以外の複数の教員も目撃している。

(ウ) 平成19年6月9日、高校の文化祭において、X₂教諭は、在校生も在席する中で、公然と卒業生に対して、「戻す会」の活動について発言し、組合活動への参加を慫慂した。管理職はX₂教諭に対し、学内で組合活動を行わないよう注意した。

エ X₃教諭及びX₂教諭に係る平成19年度夏季一時金の査定は以上のような要素を基になされたものであって、両教諭に対して組合活動を理由に低位の査定をしたことはない。

(3) 当委員会の判断

ア 本件における一時金の査定について

一時金は、一般に企業全体の業績を基に、各従業員の勤務成績などを考慮して算定、支給されるものであり、このことは、学校法人においても基本的には変わらないものとみられる。学園においても、その給与規則によれば、一時金即ち賞与の額は、各教職員の給料、手当などの合計額に、その者の勤務状況に応じて理事会が定めた賞与率を乗じて算定することとなっている。そのため、一時金は、月例給などとは異なり、その算定方法や支給額は、使用者の広範な裁量に委ねられる部分が多いといわなければならない。

本件のX₃、X₂両教諭の平成19年度夏季一時金の減額査定に係る不当労働行為の判断にあたっては、このことも考慮し、学園が減額査定の理由として挙げる事項それぞれにつき、その合理性、妥当性を検討した上で、それらを理由とする本件減額査定及び支給が使用者の裁量の範囲を越え、組合や組合員への不当な意思を持ってなされたといえるかを判断することとする。

イ X₃教諭及びX₂教諭の共通の減額理由について

(ア) 社会福祉推進系の会計処理

被申立人は、高校が平成17年度から3年間、社会福祉協議会か

ら受託した事業について、平成17年度は当時総務部長であったX₃教諭及び同副部長であったX₂教諭（翌18年度はX₂教諭が総務部長）らが社会福祉推進係担当となり実施した際、その会計処理が杜撰であり、高校の対外的信用にもかかわりかねないものであったことが、減額査定の理由であると主張する。

これに対して、申立人らは、この理由は、平成19年度夏季一時金支給の際、減額査定の理由として示されなかったものであり信用できないこと、会計担当の常勤講師がX₂教諭らの指示を受けずに決算報告書を提出するなどしたものでこれを同教諭らの責に帰すことはできないこと、一部領収書の不備等はあったものの不正支出などはなかったことなどから、このことを減額査定の理由とすることはできない旨主張する。

この社会福祉推進係の件については、前記第2の4（6）ア（イ）に認定のとおり、被申立人の主張するように、平成17年度からその会計処理が的確になされていないことが窺え、社会福祉推進係の責任者であったX₃教諭らは、年度末での予算の消化や領収書の不備などの問題について問責されることもやむを得ないものといえる。しかしながら、事業の実施そのものについて、不適正な内容であったとの具体的な事実の主張はないのであるから、もっぱら事業費の会計事務処理の問題であったとみることができる。そして、その事務処理についても、一応毎年度決算報告を行い、特に社会福祉協議会から不適正な支出であるとの指摘などがあったとの主張もなく、高校内部において一応それなりに処理を行った上で、最終年度の報告も終えていることからいえば、対外的信用の失墜などに繋がるものであったとまではいえない。そして、少なくともこの事業は係として複数の教員で担当し、会計担当の教員もいたのであるから、責任の軽重はあるとしても、これら係の他の教員に対し会計処理の杜撰さが問題にされ責任を追及された様子がない以上、ことさらX₃教諭らの減額査定理由として挙げることは不自然であり、加えて、申立人らの主張のとおり、この社会福祉推進係の会計処理の件は、一時金支給後の平成19年7月4日にX₃教諭らがY₂校長らに減額査

定の理由を尋ねた際には示されておらず、その点でもこれを減額査定
の理由とする被申立人の主張は首肯できない。

(イ) 八幡ロイヤルホテル事件

これは、前記第2の2(5)アに認定のとおり、組合結成直前の
平成19年3月17日夜、X₃教諭とX₂教諭が八幡ロイヤルホテル
で会っているところを写真に撮られ、その写真とともに「Z₁₄」名
の差出人による両教諭を非難する投書が学園の理事長やY₂校長など
に送られてきたことに対し、高校の名誉が傷つけられたとして、学
園が減額査定の原因としたものである。

申立人らは、当日、両教諭は労働組合の結成大会の打合せのため
同ホテルで会っていたもので、何ら不適切なことはなく、匿名の投
書の不自然さを何ら問題とせず、両教諭のみを事情聴取し、その行
動を咎める学園の対応からは組合への悪意ないし敵視が看取される
のであり、同投書との関与も疑われるものである旨主張する。これ
に対して被申立人は、事情聴取の際の両教諭の弁解や説明、写真を見
る限り不倫関係を推測せざるを得ないし、たとえ両教諭がそのよ
うな関係になかったとしても、同じ職場の既婚の男女が、夜間、ホ
テルの一室に入ったということは高い倫理観を求められる教員であ
ることに加え社会人としての常識をも逸脱しており、当該ホテルと
高校との地理的近接度と学校関係者の利用可能性、及び写真等が複
数の高校関係者に送付されたことなどを考えると、教育上の問題と
して捉えざるを得ず、高校の対外的名誉、信用を損なうものである
上、両教諭が何ら反省の態度を示さなかったことも踏まえて減額査
定の理由とした旨主張する。

この八幡ロイヤルホテルに関する事件の発端となった「Z₁₄」名
の投書については、誰が送付したのかは不明である。そうである以
上、写真を含むこのような匿名の投書に対して、学園としてまずそ
の内容の真偽を確かめるべく、X₃、X₂両教諭から事情を聴取する
ことは当然であるが、結局、両教諭に対する事情聴取により学園は、
両教諭が投書の示すような関係にあったなどということを確認でき
たわけではなく、ホテルの一室で一定の時間一緒にいたことを確か

め得たに過ぎない。

また、両教諭は、新組合結成のための打ち合わせをしていたと主張しており、それを否定するような事実関係も認められない。そうであれば、両教諭が夜間、ホテルの一室に一緒に入ったことは軽率な行為であることは否めないとしても、勤務時間外の私的な行動に係るこのような事実だけをもって、両教諭が社会人としてまた教員としての常識を逸脱しているなどとして咎めなければならないとまではいい難い。さらに、両教諭のこの行為により具体的な業務上の支障が生じているわけでもなく、その後投書者による何の動きもないのであるから、高校の対外的名誉、信用が損なわれたという事実もその具体的な差し迫った恐れも認められない。加えて、このようなその意図も不明な匿名の投書に対して、学園としては特に何の措置もとっておらず、格別危惧した様子も窺えない。

以上のことからいえば、ことさらこの事件を両教諭の非違行為と捉えて一時金の減額査定理由とすることは妥当とはいえない。

ウ X₃教諭に関する事情

(ア) ソフトテニス部における指導等について

被申立人が挙げる保護者からの苦情（前記（2）イ（ウ））については、いずれも高校の管理職としては事実であれば等閑視できない問題であり、真偽を確認し速やかに対応すべきであると思えるにもかかわらず、注意指導をしたというにとどまり、当該保護者にどのように回答したのかも不明であって、これが真に問題とされ減額査定の理由となったのか疑問であるといわなければならない。また、早朝練習の際に不在であった件についても、被申立人がいうようにX₃教諭が年休を取っていたのであれば、その場に不在なのは当然であって、顧問の教諭が休みなどで不在の場合の部活の早朝練習について高校ではどのような対応をとっていたのか明らかにされておらず、一概にX₃教諭のみが責められることなのか疑問である。そのほかの同教諭が対外試合などの届け出を怠っていたことについては、確かに怠慢で杜撰な対応とのそしりを免れ得ないが、いずれも些細な事務手続上の遅れなどであって特に減額査定の理由となるほどの

ものとみることはできない。

(イ) マラソン大会の日の副理事長公用車への乗り込みについて

被申立人は、平成18年12月15日の高校のマラソン大会において、X₃教諭が会場警備の持ち場を離れ、当日会場に来ていたY₁副理事長の公用車の助手席に乗り込み運転手と会話したことが、社会常識を逸した行為であり、かつ生徒の安全確保という職務を顧みない行為であると主張する。

確かに、マラソン大会の実施中にX₃教諭がその持ち場を離れたことは会場警備という職務から逸脱しており、一般的には咎められてもやむを得ないものといえる行為であるが、その時点において、同教諭が持ち場を離れたことによって、生徒の安全確保上具体的にどのような危険性が増したのかは明らかでないこと、前記第2の4(6)イ(ア)に認定のとおり、このことに対する翌日のY₂校長らの注意は、主に副理事長公用車に乗り込んだという非礼を咎めた「礼儀作法が欠如している」というものであったことが窺えること、副理事長といえども同じ学園の内部の役員であっていわば身内の最高責任者の一人に過ぎないともいえ、その公用車の助手席に乗り込んだだけで非難に値するかは疑問であることなどからいえば、ことさらこれを一時金の減額査定理由にすることは相当でないというべきである。

(ウ) 卒業式の日終礼欠席について

被申立人は、従前からX₃教諭は勤務時間中に無断で校舎を離れソフトテニス場の横の部屋にすることがあり、管理職から注意指導がなされていたが、平成19年3月2日の卒業式の日終礼にも無断で欠席しY₂校長から再度注意指導がなされたので、これも減額査定理由であると主張する。

申立人らは、当日終礼を行う場合は高校が各教員に連絡するとされていたが、生徒との送別会のためテニスコートにいたX₃教諭には終礼の時間が連絡されず、他にも終礼に出なかった部活顧問の教員がいたにもかかわらずX₃教諭のみがなじられたのであって、減額査定理由となるものではないと主張する。

X₃教諭が卒業式の日終りに欠席したことは、服務上注意の対象となるものと考えられ、終りの時間の連絡がなかったとしてもそれは校舎を離れ簡単に連絡の取れない状態にしていたX₃教諭自身の責任であるともいえるのであるから、この終り欠席については同教諭にも非があることは否定できない。しかしながら、部活の生徒との送別会であったのなら、このことでY₂校長自らがX₃教諭に電話をし「何しよんか。」などと責めるだけでなく、一時金の査定の対象となるほどのものであったかは疑問であり、従前の卒業式の日などにおいて、どのような対応がなされていたのかも明らかでないことも併せ考えれば、ことさらこのことを咎め、減額査定の理由とすることは首肯できない。

(エ) 授業管理について

被申立人は、X₃教諭の授業は同教諭の雑談が多く、生徒がざわついており、生徒が教科書を開いていないところが何度も管理職から目撃されている旨主張する。

しかしながら、高等学校の授業において、教師の雑談がなされることも、生徒が、ざわつくことも、時には教科書を開かないこともないではないと思われることからいって、その頻度やその前後の授業の内容、それにより具体的などのような教育上の問題が生じているのかが明らかにされていない以上、一概にマイナス評価に結びつくものとはいえない。これに加え、本来授業がどのようになされるかは、教育機関にとって最も重要な業務であり、その内容に不十分、不適当な点があれば当然速やかに是正されるべきものであると考えられる。それゆえ、被申立人の主張するようにX₃教諭の授業に大きな問題があったのであれば、これまででも、また、平成19年度夏季一時金の査定期間中においても、管理職が機会を捉えて注意、指導を行い是正に努めるはずであるが、そのような事実の主張はなく、X₃教諭も注意されたことはない旨証言している。

以上のことからいえば、X₃教諭の授業管理を減額査定の理由とする被申立人の主張には疑問があり採用できない。

エ X₂教諭に関する事情

(ア) 教室離室について

被申立人は、X₂教諭が平成19年4月以降、授業中に正当な理由なく頻繁に教室を離れ、職員室に戻ってくるようになり、Y₅総括教頭から注意を受けるなどしたことが減額査定の理由の一つであると主張する。

X₂教諭が平成19年4月から5月頃、授業中に職員室に戻ってきたことは、当事者間にその理由、頻度に争いがあるが事実であるとみることができる。教員が授業中に教室を離れ職員室に度々戻るといふのは、確かに通常の状態ではないといえるが、20年以上の教員経験のあるX₂教諭が、平成19年度になって突如、特に理由もなく、授業中に職員室に戻ってくるようになったというのも普通では考えられず、同教諭の行為の理由は申立人らの主張するものであったとみるのが自然である。そうであれば、同教諭が授業を進める上で必要な措置の一つとして行ったとみることもでき、一概に非難することは適当ではなく、またY₅総括教頭の注意の後、戻ってくるものがなくなっているのであるから、これをことさら減額査定の理由とすることは妥当とはいえない。

(イ) 授業管理について

授業管理については、上記ウ（エ）におけるX₃教諭の授業管理について判断したとおりであり、X₂教諭についても、授業が騒がしく居眠りしている生徒が多く問題があり、しかも管理職以外の複数の教員も現認しているということであれば、当然管理職からX₂教諭に対して適切な注意や指導がなされるべきであるが、Y₅総括教頭は単に雑談が多いのではないかと一度質したのみであり、被申立人の主張する授業が騒がしいことや、居眠りしている生徒が多いことに対する注意や指導はなされていない。しかもその際、X₂教諭は雑談が多いことについてはこれを否定している。これらのことからいえば、X₂教諭の授業管理が悪いことを減額査定の理由とする被申立人の主張には疑問があり採用できない。

(ウ) 文化祭での卒業生への発言について

被申立人は、平成19年6月9日の高校の文化祭において、X₂教

諭が在校生も在室する中で、公然と卒業生に対して組合活動への参加を慫慂する発言を行ったことが、減額査定理由であると主張する。これに対し、申立人らは、X₂教諭が在校生を「戻す会」に勧誘した事実はないし、そもそもこれは平成19年度夏季一時金の査定対象期間外のことであると主張する。

6月9日が夏季一時金の査定対象期間内であるとの被申立人の主張については、その冬季の査定期間との不均衡や査定期間中に支給時期が到来するなど、不自然ではあるが、平成16年度に職務評価による一時金支給制度が導入された当時からこのような変則的な査定対象期間となっていたとみられ、このX₂教諭に限って恣意的な運用をしたと認めるに足る疎明はない。

同日のX₂教諭の発言は、前記第2の4(6)ウ(ウ)に認定のとおり、文化祭に来校していた文芸部の卒業生2人に対し、戻す会の活動への参加について無理しなくてもいいなどとX₅教諭の解雇に関する事柄に言及したものである。これについて、被申立人は、X₂教諭が公然と組合活動への慫慂を行ったとしてそこに在校生もいたことなどを問題とする。確かに文化祭中といえども勤務時間中でありそのような話をするのが適当であるかは疑問であるが、文化祭中には、高校外からの来校者もあり、その中で卒業生との間で業務以外の話や高校の現状についての話題も予想されるところであって、文芸部の副顧問であったX₅教諭の解雇問題が同部の卒業生との間で話題になることも自然であるとみられること、この会話が高校内の労使対立をことさら在校の生徒に知らせ巻き込もうとしたものとはいえないこと、その教室にいた在校生にどのように聞こえどのような影響があったかは明らかでないこと、勤務時間中の教員の業務外の行動について、Z₂教諭らによる組合への抗議署名活動に対する寛大な対応などにみられるように、学園の態度が極めて偏っており、少なくともX₅教諭の解雇問題で組合と対立状態にあることが学園のX₂教諭に対する厳格な姿勢に影響を与えていないとはいえないことからみて、このX₂教諭の言動をことさら咎め、減額査定理由とすることは相当とはいえない。

オ 小括

以上のとおり、X₃教諭及びX₂教諭の平成19年度夏季一時金の減額査定については、一応理解できるものもないではないが、概して本来評価の対象とするにそぐわないものや些細なミスをことさら咎めだてするものが多く、その相当性は認め難い。

カ 不当労働行為の成否

X₃教諭及びX₂教諭の一時金減額査定は平成19年度が最初ではなく、平成18年度においてもみられるものであるが、両教諭は、高校の前身である九女大附属高校や八幡西高校時代も含め20年以上にわたって被申立人の高校で教鞭をとり、相応に評価され、責任ある役職や校務分掌を担ってきたとみることができる。そのような両教諭に対する評価が、被申立人の主張のとおりであるならば、この1年ほどのごく短い期間のうちに特に理由もなく著しく悪化したことになり、極めて不自然な印象はぬぐえず、この点でも被申立人の挙げる減額査定の理由の合理性は認め難い。

そして、前記第2の3(1)、(4)及び(7)に認定、並びに後記第3の4ないし7に判断のとおり、組合の結成直後、その名称や活動、上部団体などについて、高校の一部の教員から示された敵対的言動に対して、高校の管理職の対応はこれを助長するとともに、自らも厳しく組合役員であるX₃、X₂両教諭に接するなどしていることなどからいえば、組合及びその組合活動に対する強い嫌悪と敵視がみてとれるのであり、このことが、本件の不合理な一時金減額査定の理由となっているものと推認し得る。

なお、一時金の額の評価査定において、使用者は一般に広い裁量権限を有していることから、これを不利益な取扱いと評価するためには、査定が不相当であることを明らかにする必要があるが、本件において学園の主張する減額査定の理由はいずれも不当と判断せざるを得ず、また学園がほかに減額査定の理由を挙げているとも認められないから、学園の広い裁量権限のもとにおいてもなお、査定は全体として不相当であったと判断せざるを得ない。

以上のとおり、X₃教諭及びX₂教諭に対する平成19年度夏季一時

金の減額査定並びに支給は、その査定理由の合理性又は相当性に問題があり、一時金の査定について使用者の持つ広範な裁量権限を考慮してもなお、組合活動を理由として不利益に取り扱ったものというべきであって、労組法7条1号に該当する不当労働行為である。

3 X₂教諭に対する平成19年9月18日付け戒告処分について

(1) 申立人らの主張

戒告処分の対象となったファックス送信は、夏休み期間中の各自適宜取ることとされている昼休み中に行われたものであり、労務時間外に行われたものであるから、同行為はそもそも懲戒事由には当たらない。また、送信したのは1枚のみであり、業務には何ら支障は出ていない。

高校は、福高教組が学校施設を組合活動に利用することを黙認してきたにもかかわらず、X₂教諭を恣意的に処分していること、これまでの他の懲戒戒告処分の事例に比して不均衡であること、送信された内容が本件救済申立てに係る組合活動に関するものであったことなどからすれば、本件戒告処分は、組合副執行委員長であるX₂教諭に対する不利益取扱い及び同人の組合活動を規制しようとする支配介入であり、労組法7条1号及び同条3号に該当する不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

高校においては、夏休み期間中であれば個々の教員が休み時間を適宜取り組合活動をしてよいなどという慣行はなく、また、ファックス送信された文書の内容からすれば、当該文書自体が勤務時間中に作成されたものとみられる。

したがって、X₂教諭の行為は、業務に関係のない文書を勤務時間中に学校施設を利用して送付したものであり、企業秩序維持の観点から深刻な支障をきたすものであったことは明白である。

このような事実及び同年6月9日の高校の文化祭でのX₂教諭の発言に対するY₂校長らの注意など従前管理職から度重なる注意指導を受けていながら、X₂教諭が何ら顧慮していないことに鑑みれば、同教諭に対する本件戒告処分は、職務専念義務違反及び施設管理権侵害を理由

とする正当な懲戒権の行使であって、不当労働行為ではない。

(3) 当委員会の判断

前記第2の7に認定のとおり、平成19年7月23日、X₂教諭は、午後2時13分に高校の職員室のファックス機を利用して、本件申立てに関する相談の文書を弁護士あてに送信した行為について、労働時間中に業務に関係のない行為をして業務に支障を与えてならないとの就業規則第13条第7号の規定に違反するとして、学園から同年9月18日付けで懲戒戒告処分を受けた。

そこで、まずX₂教諭の本件ファックス送信行為が、勤務時間中に行われたかについて検討する。

夏休み期間中で通常の授業が行われていない時期であるとはいえ、校内で勤務する教職員について、申立人らが主張するように、昼休みの時間を各人の裁量によって自由に設定し休憩をとることが許されていたと認めることは困難であり、当日X₂教諭の午前中の業務が繁忙であったとしても、本件ファックス送信が、同教諭の勤務時間外の休憩時間になされたとまでいうことはできない。このことは、7月27日に行われたY₂校長らによる事情聴取において、X₂教諭が、本件ファックス送信行為は授業の間の10分休みに行った旨の弁明をしたにもかかわらず、9月6日の学園の人事委員会においては、業務のため昼休みが取れなかったため、自分の判断でとった昼休みの時間中に本件ファックス送信を行った旨弁明するなど、当日同教諭が勤務時間外との明確な認識の下に本件ファックス送信を行ったとはみられないことからいえる。よって、X₂教諭の本件ファックス送信は、勤務時間中に行われたものといわざるを得ない。

次に、高校のファックス機については、学校業務のために設置され、その目的のための使用が許されていると考えられるところ、福高教組が学校施設を組合活動に利用することを高校が黙認してきたとする申立人らの主張は、これを認めるに足る疎明はなく採用できない。

したがって、X₂教諭の本件ファックス送信は、勤務時間中に業務以外の目的で高校の機器を使用したもので、職務専念義務に違反した行為といわざるを得ず、是認できるものではない。

しかしながら、本件戒告処分は、以下のとおり、相当なものとはいえない。

すなわち、確かに本件ファックス送信行為は、職務専念義務違反ではあるものの、A4判用紙1枚を送った極めて短時間のものではあったと推認でき、高校の業務への実際上の支障もほとんどなかったとみられ、これに反する具体的疎明もない。また、被申立人は6月9日の高校の文化祭でのX教諭の発言に対するY校長らの注意などをもって、管理職からの度重なる注意指導にもかかわらず同様の行為が繰り返されたかのように主張するが、文化祭でのX教諭の発言は主にその内容を問題にして問責したものであって本件とは異なっている。本件ファックス送信行為は、高校のファックス機を私的に使用して用紙1枚を送るという秩序違反が初めて問題とされたものであり、既に注意指導を受けた同様の行為が繰り返されたものとはいえないのであるから、使用者はまずは注意、指導を行うという取扱いが通常であると考えられるところ、ことさら重大視し直ちに懲戒処分まで科すのは過重な措置といわざるを得ない。

また、上記のとおり、福高教組が学校施設を組合活動に利用することを高校が黙認してきたとまではいえないにしても、一方でZ教諭らによる組合への抗議文の署名活動においては高校の会議室が相当な時間使われていることなどに比べて、本件ファックス送信に対する学園の姿勢は極めて厳格であり、高校施設の業務外目的での使用への対応という点で明らかに均衡を失していること、そもそも処分決定通知に示された処分理由の根拠に施設管理権の侵害が明記されておらず、仮に記載されていたとしても、この程度の行為に対し、懲戒処分をもって臨むべき施設管理権の侵害とまでいうのは大仰に過ぎ無理があることなどからいって、高校施設を私的に利用したことを処分理由とし、正当な懲戒権の行使であるとする被申立人の主張は採用し難い。

以上のことから、X教諭の本件ファックス送信は、勤務時間中に組合活動に関する文書を送るという軽率な行為であるが、これを職務専念義務違反として同教諭に対し厳しく注意指導することは格別、あえて就業規則上の懲戒処分まで科すことは、相当とはいえない。

そして、学園がこのような処分を行った理由については、後記判断のとおり、平成19年3月の組合結成直後のX₂教諭らに対する強い非難や組合への理不尽ともいふべき他の教員らの抗議活動や私教連への敵意表明を制止せず、むしろこれを容認、奨励する管理職の姿勢からいえば、X₃教諭とともに組合結成後、組合の中心となって活動してきたX₂教諭をことさら懲戒処分に処したものであると判断せざるを得ない。また、本件懲戒処分は、このとき送信しようとした文書が学園と対立する組合の活動に関するものであったこととも無縁であるとみることはできないのであって、同処分は、結成間もない組合の運営にも少なからぬ影響を与えるものというべきである。

よって、本件懲戒処分は、X₂教諭の組合活動を理由とする不利益取扱いであるとともに組合運営に対する支配介入であって、労組法7条1号及び同条3号に該当する不当労働行為である。

4 平成19年3月23日の職員朝礼前のY₄副校長のX₂教諭に対する言動について

(1) 申立人らの主張

Y₄副校長は、組合結成を告げる情宣紙が全教員の机上に配布されていることを捉えて、平手で自分の机を叩きながら、組合副執行委員長であるX₂教諭に対し、暴言を投げつけた。

Y₄副校長は、組合結成通知をしないまま情宣紙を組合員以外の教員の机上に無断で配布することは許されない旨叱責したに過ぎないと弁解するが、そうであるならば、その旨を注意すれば足りるのであって、「おい、お前。」など、およそ高校の副校長たる地位にある者の言葉としては異様としかいいようのない暴言を投げつける必要も理由もない。

このようにY₄副校長のX₂教諭に対する言動は、組合の結成及びその情宣活動に対する攻撃にほかならず、労組法7条3号に該当する不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

高校においては、該当労働組合に加入している組合員の机上にのみ

情宣紙が配布されるのが慣例であったところ、組合は、この取扱いの変更について何の交渉も持とうとしなかったどころか、結成通知すらせず、また、理由の説明も全く行わないままに、不意打ち的に組合員以外の教員の机上への情宣紙配布を実行したのである。

これは、施設管理権を一顧だにせず、労使間の信頼関係を踏みにじる所行であるため、Y₄副校長がX₂教諭に対し、施設管理権の行使として嚴重に注意指導したものであり、不当労働行為ではない。

(3) 当委員会の判断

前記第2の3(10)ウに認定のとおり、高校においては、労働組合の情宣紙の配布方法について、明文化した取り決めはなく、福高教組の場合はこれまで所属する組合員の机上に配布することが慣行的に許されてきたことが認められる。所属する組合員以外の教員の机上にまで配布することが許されていたかについては当事者間に争いがあるが、その範囲はともかく、少なくとも労働組合の情宣紙を職員室の教員の机上に配布することについては、高校では認められてきたものである。

そうであっても、申立人組合は、当時新たに結成されたばかりであり、情宣紙の配布方法について高校と協議や合意があったわけではないのであるから、高校としては、施設管理権者として、事前通告も協議もなく情宣紙が配布されたことに対して、当然、組合の役員などに配布につき、その意図を質し、確認等を行うことは問題ないといえることができる。

このため、Y₄副校長が、組合員のX₃教諭やX₂教諭に対して、組合ニュースの全教員の机上への配布について、相応の質問や確認をまず行うことも格別不当ということとはできない。

しかしながら、本件におけるY₄副校長の対応は、X₂教諭に対して「おい、お前。」、「貴様、それでも教員か。」、X₃教諭に対しては「姑息なまねをするな。」などの罵倒ともいえるべき発言や情宣紙を自分の机の上に放り投げるなど極めて感情的なものとなっており、組合ニュースの机上配布という組合活動に対するものとしては、過激な強い反発をみせている。

確かに、事前通告や協議もなく組合ニュースを配布したことには問

題があるといえなくもないが、配布されたものをみれば同じ高校の教員が新組合を結成しそれを知らせる情宣紙を配布したものだということはすぐに理解できること、結成したばかりの組合と学園との間には未だ情宣紙の配布方法についてのルールはなくこれを直ちにルール違反とはいえないこと、配布方法が従来 of 福高教組のそれと異なるとの認識であっても、その違いは組合員への配布がそれ以外にまで広げられたというに過ぎないものであること、それによる業務上の支障が具体的にあるとはいえないこと、結成したばかりの組合が組合員の拡大のために広く情宣紙を配布することも格別不当な行為とまでいうこともできないこと、管理職として、穏やかに質問や確認、注意など行うこともできたはずであることなどからいえば、このY₄副校長の言動には、新組合及びその情宣活動に対する強い嫌悪の情が現れているとみることができる。

また、X₃教諭に対して、福高教組や非組合員の教員らの抗議等が起こり、職員朝礼開始後も引き続いていることからいえば、副校長という立場の管理職の当該言動がこの日の職員朝礼前や職員朝礼における福高教組や非組合員の教員らの言動に少なからず影響を与えたであろうことは否定できない。

以上のとおり、3月23日の職員朝礼前の組合ニュース配布についての、Y₄副校長のX₂教諭に対する言動は、通常の施設管理権の行使としての注意指導の範囲を越え、新組合の結成とその活動に対して感情的に嫌悪意思をあらわにしたものであって、組合及びその活動への不当な圧力となる支配介入の不当労働行為といわざるを得ない。

5 平成19年3月23日の職員朝礼における管理職の言動について

(1) 申立人らの主張

職員朝礼において、福高教組の組合員らがX₃教諭とX₂教諭を非難し、さらには非組合員からも両教諭に対して激しい抗議が浴びせられたが、Y₂校長を始めとする管理職は、勤務時間中に行われたこの吊し上げ、糾弾を制止することなく許容した。

また、双方の主張が出尽くし収束しかけた頃合いを見計らって、Y₂

校長が「他に言う者はいないか。」と発言し、更にX₃教諭らに対する非難発言を促し、一層の吊し上げ、糾弾を継続させようとしたのである。

また、Y₂校長は、X₃教諭に配布された組合ニュースの回収を命じた。

このようなY₂校長ら管理職の言動は、組合の活動に対する攻撃としてなされたものであることは明らかであり、労組法7条3号に該当する不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

X₃教諭らに対する批判や非難は、同教諭らの言動を直接の契機として、福高教組組合員など5、6名の教員により自発的に行われたものであり、管理職は、組合への攻撃を指示したり示唆したりしていない。

また、管理職は、この事態を早く収束させるためにはこの場である程度双方の意見を出させるほかなく、また無理に制止することで激論、反目が起きると判断し、議論の沈静化を待っていたものであり、中断させなかった管理職の不作為が組合の結成及び運営に対する干渉或いは組合弱体化に向けられた作為と同視できないことは明らかである。

Y₂校長が「他に言う者はいないか。」と発言したのは議論が収束しかけたころであり、議論の再燃のないように全教員に向けてなされたものであるから、議論者の一方に偏するものではなかった。したがって、同発言も、組合の活動に不当に干渉するものではなく、組合弱体化の影響を及ぼすものとはいえない。

また、組合ニュースの回収は施設管理権の正当な行使として命じたに過ぎない。

以上のとおり、管理職の対応はいずれも不当労働行為ではない。

(3) 当委員会の判断

ア 管理職が福高教組組合員及び非組合員らの発言を制止しなかったこと及びY₂校長の発言について

この3月23日の職員朝礼開始後の状況をみると、前記認定事実第2の3(1)イの職員朝礼開始前からの騒動が引き続いていることが認められる。これは新組合の結成を告げる組合ニュースの配布

に対する職員朝礼前のY₄副校長の発言に端を発し、職員朝礼開始後も福高教組の組合員らのX₃教諭らに対する非難が続き、これに非組合員のZ₂教諭らによる組合の名称に高校の名前を使わないでほしいとの発言などが加わり、これにX₃教諭らが反論する形のやりとりになったものである。

被申立人の主張するように、福高教組の組合員や非組合員らの発言は、管理職が直接発言を促すなどの行為をすることによってなされたものとはいえないものの、先に述べたとおり、直前の組合ニュース配布に対するY₄副校長の激しい対応による影響がなかったとみることはできない。

被申立人は、職員朝礼での福高教組の組合員や非組合員らとX₃教諭らとのやりとりを管理職が制止しなかったことについて、上記のとおり、吊し上げというものではなく激しい議論であったためその沈静化を待っていた旨主張する。前記第2の3(1)ウに認定のとおり、このやりとりは福高教組の組合員や非組合員ら5、6名の教員によるX₃教諭らへの強い非難や抗議とそれに対するX₃教諭らの受動的な応答であり、その内容も新組合を結成したことに関する非難及び組合の名称への抗議などであって、いずれも本来職員朝礼の場で話されるべき事柄ではないことは明らかである。被申立人は、この事態を早く収束させるためにはこの場である程度双方の意見を出させるほかないこと、及び無理に制止することで激論、反目が起きるとの判断のもとに管理職は教員らの議論を制止しなかった旨も述べるが、職員室にいた100名近い教員の中の10名足らずの教員による激しい対立状況を目の当たりにしながら、全くこれを制止せず傍観した理由としては極めて不自然なものである。

そして、前記の組合ニュースの配布に対するY₄副校長の対応も併せ考えれば、管理職が職員朝礼でのこのやりとりを制止しなかった理由は、新組合を結成し情宣紙を配布したX₃教諭らに対する一部教員による批判的言動を容認することにあつたと推認せざるを得ない。

議論が収束しかかったときになされたY₂校長の「他に言う者はいないか。」との発言も、教員間の対立したやりとりを速やかにやめさ

せ、職員朝礼を再開させなければならない責任者である校長としては、理解し難いものであり、上記の管理職の一連の動きからすれば、福高教組の組合員や非組合員らのX₃教諭らに対する更なる非難の発言を求めてなされたものと受け取らざるを得ない。

イ Y₂校長が組合ニュースを回収させたことについて

申立人らは、Y₂校長がX₃教諭に配布した組合ニュースを回収させたことも組合の活動に対する攻撃である旨主張し、被申立人は、施設管理権の正当な行使として同ニュースの回収を命じたものであって、不当労働行為ではない旨主張する。

本件組合ニュースの配布は、結局、従来の福高教組の主たる配布方法と異なり、組合員以外の者の机上にもなされたというに過ぎないのであるから、Y₄副校長がこれをことさら厳しく叱責したことは、新組合とその情宣活動に対する強い嫌悪の情の現れであること、その後の管理職の対応もX₃教諭らの組合結成と組合ニュース配布に対する一部教員らの批判的言動を容認したものとみることができることは既に判断したとおりである。

上記のとおり、組合ニュースは単に組合員以外の者の机上にも配布されているというだけであり、配布を受けた者が自らの判断で任意に処理すれば足りるのであって、施設管理上もこれをあえて回収させる必要性は認められない。それにもかかわらず、このように一旦配布したものを自ら回収させることは、組合の面目を失わせるとともに、上記の管理職の厳しい対応と相まって新組合に対する高校の姿勢を他の教員らに強く示すものとなっている。

よって、組合員らが一旦配布した組合ニュースの回収をY₂校長がX₃教諭に命じたことも、組合の結成や活動に強く影響を与える不当なものといわなければならない。

ウ 不当労働行為の成否

以上のとおり、3月23日の職員朝礼において、管理職が福高教組の組合員や非組合員らの組合を非難する発言を制止せず、またY₂校長が「他に言う者はいないか。」と発言したことは、新組合を結成したX₃教諭らに対する一部教員らによる非難を容認し奨励するためになさ

れた労組法7条3号に該当する支配介入の不当労働行為であり、その後、Y₂校長がX₃教諭に組合ニュースの回収を命じたことも同条3号に該当する支配介入の不当労働行為である。

6 平成19年3月27日の職員朝礼におけるY₂校長の言動について

(1) 申立人らの主張

組合に対する抗議文について、職員朝礼後、Z₂教諭が全教員に対し、「署名の協力をしていただきたい。」と要請したのに対し、Y₂校長は、「皆様方よろしく申し上げます。」と発言した。

このY₂校長の発言は、組合を攻撃する内容を持つ抗議文に署名することを慫慂するものであることは火を見るより明らかであって、多数の教職員を組合の活動への介入に利用しようとする露骨な不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

同日のZ₂教諭の発言は管理職ないし使用者の意を受けたものではなく、管理職は誰も同教諭が抗議文の署名を募集するという話を事前に聞いていなかった。

Y₂校長が「皆様方よろしく申し上げます。」と一言だけ発言したのは、組合のことで紛糾が生じていたことを踏まえ、深刻な対立を生むことがないように、署名に応じるにしろ応じないにしろ、職員間の混乱と対立を早期に收拾してほしいという趣旨で職員全体に向かって発言したに過ぎない。

したがって、Y₂校長には組合の結成及び運営に対する干渉或いは組合弱体化の意図はなく、不当労働行為ではない。

なお、Y₄副校長ら管理職3名は抗議文の内容の詳細まで確認せずに署名したものであり、また3名の署名の順番からしても、他の教員を率先したのではなく他の教員に署名を促す意図や効果もなかった。

(3) 当委員会の判断

平成19年3月27日の職員朝礼において、Z₂教諭が全教員に向かって、新組合に学校名を使わないよう求める趣旨の組合に対する抗議文の署名活動への協力を求めたところ、Y₂校長が「皆様方よろしくお

願います。」と発言したこと、このZ₂教諭の抗議文には、X₃教諭らの「非民主的で独善的なやり方」での新組合結成を非難し、同教諭らの無秩序な言動によって「自由ヶ丘高等学校」の名が汚されることを危惧しており、新組合を絶対に認めるわけにはいかないこと、新組合が高校の名を使用することに断固反対し、早急に組合名称の変更を求めることなどが記載されていたことは、前記第2の3（4）に認定のとおりである

労働組合がどのような名称を名乗るかは、当該組合が自主的に決めることであって、使用者がこれに容喙することは、組合運営に対する不当な介入というべきである。

Z₂教諭が署名を求めた抗議文は、新組合に対しその名称に抗議し変更を求めるものであり、高校の業務とは関係しないものであるから、管理職としては、この抗議文に関与しない対応をとるべきであるところ、3月27日の職員朝礼の場において、Z₂教諭がこの抗議文の署名活動への協力依頼を行うことを許し、さらに高校の管理職の長であるY₂校長自らが、この署名活動への協力を要請していると受け取れる上記の発言を行っている。

Y₂校長がこの時点で同抗議文の内容を詳しく知っていたか否かにかかわらず、少なくとも同抗議文の趣旨が組合の名称に高校の名前を使わないよう求めるものであり、新組合の活動に介入するものであることは明らかであるから、それについて、校長の立場で、勤務時間中のしかも学校業務である職員朝礼において、上記のように発言したことは、Z₂教諭の行為を容認、奨励し、さらには全教員に自ら協力を要請しているものと解さざるを得ない。このことは、管理職がZ₂教諭らの署名活動のために高校の会議室の使用を認めていることからいえる。被申立人は、職員間の混乱と対立を早期に収拾してほしいという趣旨での校長の発言とも主張するが、同じ高校の職員間で抗議文を出すというさらなる対立につながるような行為への協力を要請する発言をそのように理解することは無理である。

加えて、新組合に対し敵意を示すこの抗議文にY₄副校長、Y₅総括教頭及びY₇教頭の3名が署名していることも、高校の管理職が新組合

の結成についてどのように受け止めていたか、ひいてはY₂校長の発言の真意を窺わせるものといわなければならない。被申立人は、Y₄副校長らはこの抗議文の内容の詳細まで確認しておらず、また3名の署名の順番からしても、他の教員を率先したものではなく他の教員に署名を促す意図や効果もなかった旨主張するが、責任ある立場にある管理職が内容も確認せず署名することは不自然であること、他の署名した教員への影響はともかく、上記の発言を行ったY₂校長に加え、校長以外の高校の管理職全員がこのような内容の抗議文への署名について、何ら抑制の態度を示すことなく、むしろ賛同の署名をすること自体が、学園の組合に敵対する姿勢を公示するものにほかならず、同主張は採用できない。

よって、3月27日の職員朝礼におけるY₂校長の「皆様方よろしくお願ひします。」との発言は、組合への抗議活動を助長、奨励するものとみるほかに、新しく結成された組合への明らかな支配介入であり、労組法7条3号に該当する不当労働行為である。

7 平成19年3月29日の職員朝礼におけるY₂校長らの言動について

(1) 申立人らの主張

平成19年3月28日、私教連の役員らが組合員とともに組合結成通知のため高校を訪れたが、予約がないとして結成通知の受取りを拒否された。

翌29日、職員朝礼においてY₂校長が、「前日に全く事前に連絡もなく入ってきた、今後も私教連の者だと名乗らずに校長に会いたいというようなことが頻繁にあるだろうと思われる。」などと明らかに私教連及び私教連に加盟している組合を非難する発言をした。

この後、Y₅総括教頭が「このことについて、何かお尋ねはありますか。」と言うと、Z₄教諭及びZ₂教諭が私教連を非難する発言を行い、約30分にわたって組合に対する非難、糾弾が続けられたが、Y₂校長ら管理職はこれを制止せず黙認していた。

さらには、Y₂校長は、Z₄教諭に対し「質問に対して納得したわけ。」と、組合に対するさらなる非難、攻撃を促した。

Y₂校長ら管理職の言動が私教連及び組合に対する教員らの非難、攻撃を煽るためのものであったことは明らかであり、支配介入に当たる。

(2) 被申立人の主張

平成19年3月28日、私教連及び組合の組合員がY₂校長に書類を渡しに来たため、Y₂校長が、事前の予約もなく多忙でもあることを理由に面会を断ると、その場で押し問答になり、高校事務局は、突然の多人数での訪問に混乱し、業務にも支障が生じた。

これを受け、翌29日の職員朝礼で、Y₂校長が、校長に面談を求めらるのであれば事前に予約を取るべきことを注意した上で、業務上の混乱を避けるため、前日のような予約なしでの多人数での訪問があった場合には管理職に報告するよう事務連絡をしたものであり、組合や組合活動に対する何の意図もなかった。

Y₂校長の発言を受けて、Y₅総括教頭が「このことについて、何かお尋ねはありますか。」と尋ねたが、これは同総括教頭は常々Y₂校長らの発言の後、管理職としての職務上このような補充的確認的発言をしており、全く珍しいものでもなく、格別質問を催促したわけではない。

また、Y₂校長がZ₄教諭に対して「質問に対して納得したわけ。」と尋ねたのは、他の教諭の発言を契機に、議論が組合内部の問題に移りそうになったため、議論を整理し、組合の名称についての議論が収束したかどうかを確認する趣旨で行ったものである。

以上のとおり、Y₂校長ら管理職は教員らの議論の内容に口をはさんでおらず、教員らのX₃教諭らへの抗議を助長していないこと、この事態を速やかに収束させるために議論を強制的に中止させなかったものであり不当労働行為ではない。

(3) 当委員会の判断

申立人らは、平成19年3月29日の職員朝礼における校長以下の管理職の言動は、私教連や組合に対する他の教員らの非難、攻撃を煽るもので支配介入に当たると主張し、被申立人は、業務上の混乱を避けるため、職員朝礼の事務連絡で注意を行ったに過ぎないこと、その後起こった教員らの議論の内容に管理職は口をはさんでおらず、教

員らのX₃教諭らへの抗議を助長していないこと、この事態を速やかに収束させるために議論を強制的に中断させなかったものであり不当労働行為ではない旨主張する。

本来、職員朝礼は、学校業務のために行われるものであるとみられるところ、この3月29日の職員朝礼は、学校業務と直接関係のない組合の活動などについて、Z₄教諭らがX₃教諭らに対し、質問や非難する発言を行い、X₃教諭らがこれに応答するものとなっている。このようなやりとりになったのは、Y₂校長の私教連に対する批判的発言とそれを受けてのY₅総括教頭の質問の促しに端を発しており、Z₄教諭が私教連を非難する言辞をX₃教諭らに向けたのに続いて、Z₂教諭も既にX₃教諭に手交した組合の名称に係る抗議文への回答の督促を行っている。

被申立人の主張するように、Y₂校長ら管理職がその日の職員朝礼において、単に事務連絡を行ったのであり組合や組合活動に対する何の意図もなかったのであれば、事前予約のない訪問は好ましくなく、そのような訪問者があった場合には、管理職に報告するよう一般的に述べれば足りるのであって、ことさら私教連や組合員の名をあげ、言語道断などと私教連及び組合を非難するような発言を職員朝礼の場で行う必要はなかったとみられる。加えて、その6日前の職員朝礼において、X₃教諭ら組合員と福高教組の組合員及び非組合員との間で、前記第2の3(1)ウに認定のような議論があったばかりなのであるから、あえてこのような発言を行いさらに質問を促すという管理職の対応は適切さを欠くというべきである。

そしてその後に起こったZ₄教諭らの発言などに対しては、たとえそれが偶発的なものであったとしても、高校の管理職としては、直ちにその時点で、このようなやりとりが職員朝礼にそぐわないものとして、逸脱を注意し議論を制止するなどの対応を行うべきであった。

ところが、管理職らは、このような対応をとることなく、むしろ、この議論に加わり、Z₄教諭の36年前の学園での事例を挙げての私教連批判についてX₃教諭が反論したのに対し、Y₄副校長が、X₃教諭の発言の内容を否定して私教連に入った大半の先生が辞めていった旨の

さらなる私教連批判とも取れる発言を行い、抗議文への回答に係るX₃教諭の応答についても、Y₂校長はZ₄教諭に「質問に対して納得したわけ。」と発言を促しているとしか理解できない問いかけを行っている。その他の教員によるX₃教諭らや組合活動に対する批判的発言についても、Y₂校長らは特に制止等は行っていない。このような校長以下の管理職の対応は、職員朝礼において一部の教員による組合及びその活動に対する批判を何ら抑制することなく、むしろ容認、奨励しかつ自らも加わっているということにほかならず、職員朝礼後のY₂校長らのX₃教諭らに対する前日の対応への厳しい感情的な叱責なども併せ考えれば、組合への敵意の現れとみざるを得ないものであり、私教連や組合への不当な攻撃であるとの評価は免れない。被申立人は、議論を速やかに収束させるためにあえて強制的に中止させなかったとも主張するが、上記の管理職の対応が一方に偏していることは明らかであって、収束に向けてのものとは到底みられず、同主張は採用できない。

以上のおり、3月29日の職員朝礼におけるY₂校長らの言動は、私教連、組合及び組合活動に対する支配介入であり、労組法7条3号に該当する不当労働行為である。

8 平成19年4月7日のY₁理事長の職員室での発言について

(1) 申立人らの主張

Y₁理事長は、昭和45年当時に学園で結成され、私教連に加盟していた労働組合の活動を引き合いに出し、結成当時の委員長、副委員長及び書記長が辞めた、と私教連に加盟する労働組合の活動を許さないと受け取れる内容の発言を行った。

組合が誕生したばかりのこの時期に、理事長が、過去の話とはいえ、労働組合を作った中心人物であった委員長、副委員長及び書記長が辞めたという話をすることは、新しく結成された組合とその組合員に対する威嚇以外の何ものでもない。

(2) 被申立人の主張

Y₁理事長は、自身が八幡西高校の設立当初に教鞭を執っていたことから、高校に対する思い入れが強く、高校の歴史を語る中で苦難の時

代があったこと等、一人一人の教員が力を合わせて高校を良くしていこうという話をしたに過ぎない。

このようにY₁理事長は挨拶と激励を行ったに過ぎず、その発言の中に組合を敵視し威嚇する内容はなく、高校の過去の歴史に触れる部分があったとしても、全体として経営方針等の所信の表明が主眼であることは明らかであり、申立人らは発言中の言葉尻だけをあげつらい、かつ申立人らの主観を多分に交えて不当労働行為と主張しているに過ぎない。

(3) 当委員会の判断

前記第2の3(9)に認定のとおり、平成19年4月7日、Y₁理事長は、高校の職員室で行われた終礼において、理事長就任の挨拶及び講話を行った中で、昭和45年当時の学園における労働組合の結成に触れ、労働組合の役員らが学校を辞めたことや労使協調の必要性に言及し、教職員の協力を要請したことなどが認められる。

この4月7日のY₁理事長の発言に先立つ3月29日の職員朝礼において、Y₄副校長が、36年前の労働組合の活動に言及し、私教連批判とも受けとれる発言も行っており、学園の経営者や高校の管理職の組合活動についての認識がどのようなものであったか疑念を抱かせるものがないわけではない。

しかし、4月7日のY₁理事長の挨拶などにおける私教連や組合活動に関する発言が、その日の同理事長の話の中でどのような経緯で示されたのか、その発言の前後に具体的に何が述べられたのかなどは必ずしも明確でなく、昭和45年当時の労働組合の結成によって学園に大きな騒動が起こり、そのことが好ましいものではなかったとの認識を理事長として持っていることは推測できるものの、これだけでは申立人組合や組合活動に対する敵視や威嚇を示しているとまでは認めることはできない。そして、この日のY₁理事長の話の全体としても、特に申立人組合及びその活動について、直接的にも間接的にも敵視、威嚇或いは介入する内容の言及があったとまでは判断し難い。

以上のとおり、4月7日の終礼におけるY₁理事長の発言を労組法7条3号の支配介入に当たるとすることはできない。

9 平成19年4月24日の職員朝礼における組合情宣紙の配布方法の制限指示について

(1) 申立人らの主張

福高教組が情宣紙を所属組合員の机上にのみ配布してきたのは福高教組の自主規制であり、協議会ニュースなどが全教職員に配布された例もあるし、メールボックスを使った配布もある。

平成19年4月24日の職員朝礼において、Y₂校長は、今後情宣紙は職員室の校長の机上に置くよう指示した。校長の席の両隣には副校長及び教頭らの席がある。

校長を始め副校長、教頭らは組合を敵視しているのであるから、校長の机上に置かれた情宣紙を取るには余程の勇気が必要であり、組合員に対する情宣さえも困難になる。

校長の机上への情宣紙配布は、組合の情宣活動を制約するためになされたものであるというほかはない。

以上のとおり、この情宣紙配布に対する規制は、新組合結成とその活動への対抗策としてなされた不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

高校においては、労働組合の情宣紙は所属組合員のみ机上に配布することが労使慣行となっており、メールボックスへの配布は禁止されていた。しかも、情宣紙は施設管理権の及ばない校門前などで配布したり、勤務時間外に個別に手交する等、施設管理権を侵害しない方法で配布することができるのであるから、メールボックスを利用する必要性は低い。

また、校長の机上に情宣紙を置くことにしても、校長、副校長、総括教頭も常時在席しているわけではなく、実際に福高教組は何度も校長の机上に情宣紙を置いているのであるから、教職員が校長の机上の情宣紙を取ることに何の障害もない。

以上のとおり、メールボックスへの情宣紙の投函が行われたことに対し、Y₂校長がこれを行わないように告げ、併せて組合員の机上に配布した残りの情宣紙を校長の机上に置くように指示したことは、施設管理権の行使であり、不当労働行為ではない。

(3) 当委員会の判断

まず、メールボックスへの投函という配布方法に関しては、メールボックスも高校の施設である以上、学園に施設管理権があり、一般的にその使用については許可が必要であるというべきである。また、これまで高校ではメールボックスを使用した配布がほとんど行われていなかったことも窺われる。そうであれば、高校の管理職がメールボックスへの労働組合の情宣紙の投函について、全教員に対して注意しこれを規制する発言を行うことも一概に組合活動への不当な制約ということとはできない。

また、高校において労働組合の情宣紙の配布についてこれまで労使間で明文の取り決めがあったというわけではなく、特に配布方法について明確に規制されていたということでもなかったとしても、自由ヶ丘教組は未だ高校との間で何ら情宣紙の高校内での配布についての合意はなく、高校の許可もなかったのであるから、高校内で自由に情宣紙を配布しても差し支えなかったとはいえない。そして、自由ヶ丘教組結成以来、すでに校内で福高教組組合員や他の教員らとの紛議が生じており、少なくとも福高教組が自主的とはいえ情宣紙の配布を所属組合員の机上のみにとどめている以上、高校管理職が情宣紙の配布方法につき他組合との均衡に配慮した一定の規制を加える発言を行うこともあながち不当なものということとはできない。

しかしながら、Y₂校長が、組合員に配布した残りの情宣紙を職員室の校長の机の上に置くように指示したことは、被申立人の主張のとおりY₂校長や周囲のY₄副校長などが常時在席しているわけではないとしても、管理職全員が不在という時間がさほどあるかは疑問であるだけでなく、本来使用者と対峙する立場にある労働組合の情宣紙を高校における管理職の長である校長の机の上に置かせて取らせようとすることは、教員が所属組合以外の組合情宣紙を受け取ることを実質的に妨害しようとするものにほかならず、妥当なものともみることができない。そして、この配布方法の指示は、新組合が結成されるまではなされていなかったことからいえば、新組合の勢力の拡大を阻止しようとする意図を窺わせるものである。

以上のとおり、4月24日の職員朝礼において、Y₂校長が、労働組合の情宣紙の配布方法につき、メールボックスへの投函を注意したことは不当とはいえないが、所属組合員の机上に配布した残りの情宣紙を職員室の校長の机上に置いて取らせるように指示したことは、組合に対する支配介入であり、労組法7条3号に該当する不当労働行為である。

10 平成19年7月7日及び同月9日のX₃教諭に対する事情聴取について

(1) 申立人らの主張

平成19年7月7日、X₃教諭は校長室に呼ばれ、ソフトテニス部の生徒が在籍するクラスで生じた問題に関し、「部活動生徒が起こしたのであれば、当然責任がある。」と、部活動内で起こった事件でもないにもかかわらず、管理職4名から寄ってたかって90分にわたり責め続けられ、最後は謝るよう強要された。そこで、X₃教諭は部活動とは関係ないので謝る気持ちがないことを告げ、校長室を退室した。

同月9日、再度X₃教諭は校長室に呼ばれ、50分にわたり管理職4名から謝罪するよう強要された。

他の教員であればこれだけ執拗な謝罪の強要はされないと思われ、X₃教諭が組合の執行委員長であることを理由とした組合の弱体化を狙ったパワーハラスメントであるとしか考えられず、労組法7条3号に該当する不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

ソフトテニス部に所属する生徒が加害者であるいじめ問題に関し、クラス内だけではなく、部活動内でも行われていたことが判明し、さらに、それをX₃教諭も知っていた可能性が高いこと、また、X₃教諭に権限がないにもかかわらず、その加害者である生徒を退部させる旨を被害者である生徒の保護者に発言していたこと、これに関しX₃教諭から管理職に対して何の報告もなかったことが判明したため、平成19年7月7日、X₃教諭から事情を聴取した。

その後の調査により、同日のX₃教諭の発言内容と食い違う事実が判

明したため、改めて同月9日にX₃教諭に対し事情聴取を行ったものである。

しかし、いずれの事情聴取においても、管理職がX₃教諭に対して発言を強制したり、逆に発言させなかったり、ことさら謝罪を求めたこともなく、事情聴取がパワーハラスメントに当たらないことは明らかであり、不当労働行為ではない。

(3) 当委員会の判断

ア 7月7日の事情聴取

本件7月7日の事情聴取は、申立人らが主張するように、4人の管理職から長時間にわたり、X₃教諭一人が受けるという形であり、その態様も事情聴取というよりも、執拗にその非を責めかつ認めさせようとするものになっている。

しかしながら、この事情聴取は、その前日に、X₃教諭が特定の保護者にZ₉の退部の問題について連絡したため、その保護者が来校するなどしたことがきっかけになっており、同教諭がいじめについて事前に生徒の保護者から相談を受けながら管理職への報告などを現に怠っていたことや独自の判断で保護者にZ₉の退部につき告げたことが問題とされているのであって、同教諭にも責められるべき事情があると評価できる。また同教諭が終始自らの非を認めなかったことがこのように長時間に及んだ理由の一つであるとみられる。

よって、この7月7日の管理職によるX₃教諭に対する事情聴取は、組合の執行委員長に対する、いやがらせや謝罪の強要などにあたるまでみることはできず、組合の活動などに介入するものであるともいえない。

イ 7月9日の事情聴取

この7月9日のやりとりも7月7日同様、事情聴取というよりも、管理職4人が、X₃教諭に対して、いじめ問題に係る同教諭の対応を責め、その非を認めるよう強く求める内容であった。この管理職の言動は執拗であり、同教諭一人に対して4人で間断なく詰問している様子が窺え、いじめ問題への速やかで的確な対応が教育機関にとって緊要な課題であるとはいえ、7月7日に引き続き、ここまで詰

問しその非を認めさせようとする姿勢には疑問を感じさせるものがある。

しかしながら、管理職のこのような過剰ともいえる反応は、ソフトテニス部の生徒であるZ₁₁の保護者からいじめに関する苦情を聞いていながら、そのことを管理職に報告等しなかったことについての問い質しや、技能特待生の退部について管理職に諮ることなく生徒の保護者に話をしたことが越権行為であるとの校長の指摘などにもかかわらず、同教諭が7月7日同様自らのそのような非を何一つ認めようとせず、むしろ多言を弄してこれらの追及を免れようとしているかのような印象を管理職に抱せたゆえであるとみることもしできる。結局、このような事情聴取となった原因の一端は同教諭の態度にもあったというべきである。

よって、7月9日の管理職のX₃教諭に対する事情聴取での対応も同教諭に対する不当な謝罪の強要やいやがらせとまでみることはできず、組合の活動などに介入するものであるということとはできない。

ウ 結論

以上のとおり、7月7日及び同月9日における、Y₂校長ら管理職によるX₃教諭に対する事情聴取は、やや過剰で執拗なものであったともいえるが、その趣旨、内容自体は特に不当なものであったとはみられず、X₃教諭自身の行為や当日の対応にも原因があったといわざるを得ず、労組法7条3号に該当する不当労働行為と判断することはできない。

11 情宣紙の郵送に関するY₂校長らの、X₄教諭及びX₃教諭に対する事情聴取並びに職員朝礼での発言について

(1) 申立人らの主張

平成19年8月22日、戻す会が情宣紙を高校の教職員宅へ郵送したことから、同月31日、Y₂校長らは、戻す会の事務局長であるX₄教諭を校長室へ呼び、教職員の住所はどうやって手に入れたのか、高校が配付した職員住所録を使用したのであれば個人情報保護法に違反するという趣旨の発言を行った。

また、同年9月1日には、Y₂校長らはX₃教諭を校長室へ呼び、X₄教諭に対して行った発言と同趣旨の発言を行った。

個人情報保護法は、個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者に対して適用されるものであり、職員住所録の配付を受けた教職員らに適用されるものではない。

両日における管理職の発言は、組合及び組合員に対する脅しであり、学園からの情報と違う情報を教職員の耳に入れられたくないために行った組合の情宣活動に対する悪意に満ちた妨害行為である。

平成19年9月3日の職員朝礼におけるY₄副校長の「ある団体から情宣紙が郵送されているようだが、今後このようなことがあれば対処する。」という発言は、処分することを意味し、組合活動に対する恫喝である。

よって、いずれも支配介入の不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

平成19年8月下旬に、戻す会及び組合から情宣紙が教職員ほぼ全員の自宅に郵送された。

個人情報保護法は個人情報の目的外利用を禁じるものであるところ、職員住所録に含まれる個人の住所等は個人情報保護法上の個人情報である。それ故に、同月31日、Y₂校長及びY₄副校長はX₄教諭から事情を聴くとともに、この個人情報保護法の趣旨を説明し、今後は情宣紙の郵送に職員住所録を使用しないよう注意指導を行った。同年9月1日におけるX₃教諭に対する注意指導も同様のものである。

また、同年9月3日の職員朝礼における、Y₂校長及びY₄副校長の発言は、個人情報保護法の趣旨等について説明した上で、今後の取扱いについて十分注意するよう促したに過ぎず、「ある団体」とはいったものの、「組合や戻す会から郵送されている。」とも「処分する。」とも述べてはいない。

これらはいずれも個人情報が記載された職員住所録の適正な管理のために行った正当な行為であり、不当労働行為ではない。

(3) 当委員会の判断

ア X₄教諭及びX₃教諭に対する事情聴取について

職員住所録は、高校と教職員あるいは教職員間の連絡のために使用され、そこには教職員個人の住所及び電話番号が記載されており、取扱いに注意を払うことが必要なのはいうまでもない。

本件では、前記第2の6(4)、(5)に認定のとおり、戻す会や組合からの情宣紙を受け取った教員の中から、個人情報の管理についてY₂校長らに苦情があったことを機に、同校長らが組合の書記長であり戻す会の事務局長でもあるX₄教諭には8月31日、組合の執行委員長であるX₃教諭には翌9月1日に、職員住所録を流用して情宣紙等を郵送したのではないかと質したものである。

個人情報保護法は、一定の個人情報を保有する個人情報取扱事業者等の責務を定めており、職員住所録の管理に慎重を期すためにY₂校長らが取扱上の一般的な注意を促すことは頷けるところではある。しかし、今回の事情聴取では、Y₂校長及びY₄副校長は情宣紙郵送の責任者であるX₄、X₃の両教諭が使用を否定しているにもかかわらず入れ替わり執拗に問い詰めた後に、X₄教諭には個人情報流出の責任者捜しを要求し、さらに今後同様の事態を生起させれば責任を問うと告げ、X₃教諭に対しても、今後同様のことがあれば学校として対応すると通告している。

本件の組合による情宣紙の郵送は、組合活動であることは間違いなく、その目的、態様などからみて、郵送それ自体は、正当性が否定されるものではない。また、戻す会による情宣紙の郵送も、同会は組合員であるX₃教諭の整理解雇撤回を求めるという目的のための団体であり、外部の者が含まれているとはいえその活動は組合員が中心となって担い、組合も同会と一体となってX₃教諭の整理解雇撤回のための活動を展開していたのは事実であるから、この戻す会の情宣紙の郵送も組合活動の一環とみることができ、このことは高校の管理職も相応に認識していたことが窺える。

次に情宣紙の郵送に高校が教職員に配布した職員住所録が使用されたか否かについては、X₄、X₃両教諭はいずれもその時点では否定しているのであるから、同郵送をもって職員住所録が不当な目的外使用をされたとして取り扱うことは妥当とはいえず、同様の事態

が生じれば学校として対応するなどの発言は不適切といわなければならない。

なお、たとえ組合や戻す会による情宣紙の郵送のために職員住所録が使われたとしても、以下のとおり、このことを個人情報保護法に違反するものとして、上記のような威嚇的発言を行うことは適当とはいえない。通常、企業や団体内部の職員などの住所録は、少なくとも同一企業や団体内部における職員間では秘密の情報とはいえないものである。このようなすでに内部的には開示され使用を許されたものを使うことをもって個人情報の漏洩とまではいい難く、本件戻す会及び組合の情宣紙の郵送については、職員住所録の使用が問題となるべきものではない。

しかるに、ことさらこれを問題視し、組合員のX₄教諭やX₃教諭を呼び出し、事情聴取として、上記のような威嚇的発言を行ったY₂校長らの言動は、3月23日の組合結成を告げる組合ニュースの組合員以外の教員の机上への配布に対する管理職の言動やその後の組合役員への対応なども併せ考えれば、職員住所録取扱いの注意に止まらず、その目的外使用による個人情報漏洩の疑いを口実に、戻す会及び組合による高校教職員への情宣活動を向後強く牽制しようとしたものといわざるを得ない。現に、それ以降は両者とも全んど機関誌、組合ニュース等を発送しなかったことに照らすと、その効果は顕著であったと認めることができ、組合及び組合が支援する戻す会の正当な情宣活動に著しい制約を加えたものである。

よって、Y₂校長及びY₄副校長がX₄教諭及びX₃教諭のみに対し情宣紙の郵送について事情を聴取するとして呼び出し、今後同様のことがあれば学校として対応する旨発言したことは、正当な組合活動を威嚇し規制するものといわなければならない。

イ 9月3日の職員朝礼におけるY₄副校長の発言について

前述のとおり、高校が個人情報の取扱いについて教職員へ一般的な注意を促すことは理解し得ることであり、当日の職員朝礼におけるY₂校長の個人情報の取扱いについての発言も一応この範疇にあるといえる。しかし、Y₄副校長が、この文書送付に高校の教員が関与

していたとみられるため先日注意、指導を行ったこと、今後同様のことがあった場合、学校として対処し、毅然たる態度をとる旨述べたことは、今回の戻す会及び組合による教職員への情宣紙の郵送について、8月31日のX₄教諭、及び9月1日のX₃教諭に対する事情聴取同様個人情報保護の問題にことさら関連付け、高校としては許し難い行為であると広く教職員全体に告知するものであり、情宣紙の郵送それ自体があたかも非違行為であるかのような印象を教職員に与えるものといわなければならない。そして、Y₄副校長の、今後同様のことがあった場合、学校として対処する、毅然たる態度をとる旨の発言は、X₄、X₃の両教諭が数日前に厳しく咎められ、同様の注意がなされた経過も併せ考えれば今後教職員へ情宣紙が郵送された場合、送付者が高校の教職員であれば、処分をもって臨むとの姿勢をほのめかしたものと受け取らざるを得ず、改めて組合員らを威嚇しその活動に掣肘を加えるものである。このことは事実上、情宣紙の郵送という勤務時間外かつ高校施設外での戻す会及び組合の情宣活動を禁止するとともに情宣紙の郵送は今後許されない旨を全教職員に知らしめたのも同然であって、組合の正当な活動を著しく抑制、阻害するものといわなければならない。

ウ 結論

以上のとおり、Y₂校長及びY₄副校長による、X₄教諭及びX₃教諭に対する平成19年8月31日、9月1日の事情聴取並びに同年9月3日の職員朝礼における今後同様のことがあれば対応するなどの発言は、組合の情宣紙の郵送を妨げるとともに、高校の他の教員への影響を阻止するものであり、正当な組合活動に対する不当な支配介入に当たるといわざるを得ず、労組法7条3号に該当する不当労働行為である。

12 救済方法について

- (1) 本件審査中に高校を退職し組合から脱退したX₃教諭の主文第1項に係る救済申立てについては、申立人らから取下げの意思が表明されておらず救済利益は失われていないから、主文第1項及び第4項のと

おり命ずるものである。

なお、X₂、X₃両教諭に支払われるべき金額は、本件減額査定がなければ支給されていたであろう一時金の金額と支給済の金額との差額として、主文第1項の金額をもって相当と思料する。

- (2) X₂教諭の本件戒告処分については、同教諭は本件審査中に懲戒解雇処分を受けているが、救済利益は失われておらず、このことについての救済として、主文第2項及び第4項のとおり命じるものである。
- (3) 本件においては、既存の労働組合から分離し結成された申立人組合の役員らにもその活動等に軽率な面がなかったとはいえないが、学園が申立人組合の運営や活動に対して支配介入の言動を重ねてきたことは、前記第3の4、5、6、7、9及び11で判断したとおりであるから、これらのことについての救済として、主文第3項及び第4項のとおり命じるものである。
- (4) 平成19年度においてX₂教諭に副担任としての担当クラスを割り当てなかったことが不当労働行為に該当することは前記判断のとおりであるが、これに対する救済としては、主文第4項をもって相当と思料する。

13 法律上の根拠

以上の次第であるから、当委員会は、労組法27条の12及び労働委員会規則43条に基づき、主文のとおり命令する。

平成20年11月28日

福岡県労働委員会

会長 野田 進 ㊟